地 方税法 及 び 玉 有 資 産等 所 在 市 町村· 交付 金法 0 部を改了 Ē す る法 律

(地方税法の一部改正)

第 条 地 方 税 法 (昭 和二十五年法律第二百二十六号) の 一 部を次のように改正する。

第十 七 条の 匹 第一 項第一号中 「第五十三条第二十一項」 の 下 に 若 しくは第二十三項」 を、 「第三百二

+ __ 条の 八第二十一項」 の 下 に 「若しくは第二十三項」を加え、 _0 以下この 頃に お į١ て 同 及び 一で

当 該 更 正 又 は 決定に ょ つて 納 付 すべ き法 1人税額 又 は 連 結法 人税 祝額を納る 付 すべ き日 まで に · 提 出 3 れ た ŧ \mathcal{O}

に 限 る。 第 五. 十三条第二十三項若 しく は 第三百二十一 条 \mathcal{O} 八第二十三項 \mathcal{O} 規定 にこ よる 申 告 書 法 人税

に 係 :る更正若しくは決定によつて納付すべ 、き法-人税額又は法人税に係る更正 若しく は決定によ つて 納 付 す

ベ き連結 法 人税額に係 でる個 別帰 属法 人税額を課税標準 として算定した道 府県民税又は市 町 村 民 税 の法 人税

割 額 に係 るも <u>の</u> を削 り、 「第七十二条の三十三第 項」 の 下 に 若 しくは 第二項」 を加 え、 「で、 当 該

税 務 官署 が 当 該 更正 又は 決定 \mathcal{O} 通知 をした日 から一 月以内に 提 出されたも <u>の</u> を削 り、 同 条第三項」

を 第七 十二条の三十三第三項」 に、 第七十二条の 八 + 九 第 項」 を 若 L くは第七 十二条 \mathcal{O} 八十

九 第一 項若しくは第三項」 に改め、 (消費税に係る更正又は 決定により 納 付すべ き消費税 額 を 課 税 進

として算定した地方消費税の譲渡割額に係るもので、 当該更正 又は決定によつて納付すべき消費税額を納

付すべき日までに提出されたものに限る。)若しくは同条第三項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に よる申告書」 を削 る。

六十八条の十三第四項」に改める。 第二十三条第一項第四号の四中「、 第六十八条の十三第四項又は第六十八条の十四第五項」を「又は第

第三十二条第十一項中 「同法第二十八条第二項に規定する給与所得控除額」 を 「次の各号に掲げる場合

の区分に応じ当該各号に定める金額」 に改め、 同項に次の各号を加える。

前 年中 \mathcal{O} 所得税法第二十八条第 項に規定する給与等 (次号におい て 「給与等」 という。) 0 収入

金額 が千五百万円以下である場合 同条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額

前年中の給与等の収入金額が千五百万円を超える場合 百二十五万円

第四十五条の二第一項ただし書中「、 寡婦 (寡夫) 控除額」 を削 る。

第五十 条の七 第一項中 「添附しなければ」 を「添付しなければ」に改め、 同項第二号中 「及び」を 並

びに に改め、 「退職 手当等があるときは」 の下に 「当該退職手当等が 所得税法第三十条第四 項に · 規 定 す

る特定役員退職手当等又は同法第二百一条第一 項第一号イに規定する一般退職手当等のいずれに該当する

第五十三条第 五 項、 第九 項、 第十二項及び 第十五百 項中 第四 十二条 Ď +· 第 五. 項」 を 削 る。

若しくは健康保険法等の一部を改正する法律 第七十二条の二十三第二項第二号中「若しくは介護療養施設サービス」 (平成十八年法律第八十三号) を削り、 附則第百三十条の二第 「助 産又は」 を 「 助 項 \mathcal{O} 産

規定により なおその効力を有するものとされ る同法 1附則第-九十一 条の規定による改正 前の 生活 保 派護法 \mathcal{O} 規

定に基づく介護 扶 助 \mathcal{O} た め 0 介護 (同 法第 + ·五 条 の 二 第一 項第四 号に 掲 げ る 施 設 介護 \mathcal{O} うち 同 条第 兀 項に

に、 規定す 若 る しく 介 護 は 療 指 養 定介 施 設 護 サ 療養 ピ 施 ス に限 設サー る。 ビスのうち」を 又は」 に改 め、 「のうち」に、 同 項 第 匹 号中 「若しくは指 又 は 同 法 定介護 を 一若 療 養 < 施 設 は サ 同 ĺ 法 ビ

スに」 を 「に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は健康保 険 法法等 \mathcal{O} 部

を改正する法律 (平成十八年法律第八十三号) 附則第百三十条の二第一項の規定により な おその 効力を有

するものとされる同法第二十六 条の 規定による改 正 前 の介護保険 法 の規定によつて 施設介護 護サー ピ ス 費を

定に係る当該指定介護 支給することとされ る被保険者 療養施 設 サー に係 る指 ビス に 定 介 護 に改め、 療 養 施 同 設 項第五号を次のように改める。 サ ĺ ピ ス 0 うち当該 施 設 介 護 サ ピ ス 費 $\widehat{\mathcal{O}}$ 額 の算

障害者自立支援法 (平成十七 年法律第百二十三号) の規定によつて自立支援医療費を支給すること

とされる支給認定に係る障害者等に係る指定自立支援医療 のうち 当該 自 1立支援 医療 費 \mathcal{O} 額 0 算定 に係

る当該指定自立支援医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分若しく

は 同 1法の規定によつて療養介護医療費を支給することとされる支給決定に係る障害者に係る指定療養

介護 医療 (療養介護に係る指定障害福 祉サービス事業者等から提供を受ける療 養介護 医療 を . う。

のうち当 該 療 養介護医 療 費 \mathcal{O} 額の算定に係る当該指 定療 養介護 医療に 要する費用 \mathcal{O} 額とし 7 同 法 0) 規

定により 定め る金 額 に相当する部 分又は児童 福 祉 法 \mathcal{O} 規定 に ょ 6つて肢: 公体不自· 由 児 通 所 医 療 費 を支給 す

ることとされる通 所給付決定に係る障害児に係る肢体不自 I由児通i 所医· 療のうち当該 版 肢 体 不 自 由 児 通 所

医 公療費のご 額の算定に係る当該肢体不自 由児通所医療に要する費用の額として同法の規定により定める

に相当する部分若しくは同法の規定によつて障害児入所医療費を支給することとされ る入所給 付

決定に係る障害児に係る障害児入所医 療 のうち当 該障害児入所医療費 \hat{O} 額の算定に係る当該 障害児入

所 医 療 に 要する費 用 の額として 同 法 \mathcal{O} 規定 により定め る金額 12 相 当する 部分

第七十二条の 八十九第一項中 「前条第一 項」 の 下 に 「及びこの条第三項」 を、 「規定による」 の 下 に

更正又は」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第七十三条の 四第一 項第二十三号中 関 西 玉 際空港 株式会社が関西国 際空港株式会社法 (昭 和 五. 4十九年

法律第五十三号)第六条第一項第一号又は第二号」を 「新関 西 玉 際空港株式会社が関西 玉 際 空港 及び大阪

玉 際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律 (平成二十三年法律第五十四号) 第九条第 項

第一号、 第二号又は第四号」に、 「第七条第 項第一 号に規定する指定造成事業者」 を 「第十二条第一 項

第一号に規定する指定会社」に改める。

第百四十三条第一項中 道 府 県内 \mathcal{O} 市 町 村 の 下 に (特別区を含む。 以下この項にお いて同

を加える。

第二百九十二条第一項第四号の四中 $\overline{}$ 第六十八条の十三第四項又は第六十八条の十四第五項」を 乊

は第六十八条の十三第四項」に改める。

第三百十三条第十一 項 中 同 法第二十八条第二項に規定する給与所得控除 額 を 「次の各号に掲げる場

合の区分に応じ当該各号に定め る金 額 に 改 め、 同項 に次の各号を加 える。

前 年中 Ó 所得税法第二十八条第一 項に規定する給与等 (次号において 「給与等」 という。 の収入

金額 既が千五 百万円 以下である場合 同 条第二項に 規定する給与所得 控除額の二分の 一に相当する金額

前 年 中 \mathcal{O} 給 与等 \mathcal{O} 収 入 金 額 が千一 五. 百 万円を超える場合 百二十 五. 万円

第三百十七条の二第一 項ただし書中 $\overline{}$ 寡婦 (寡夫) 控除額」 を削る。

第三百十七条の六に次の四項を加える。

5 第 項又は第三項 0 規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者で、 当該給与支払報告書の

提出 期 限 \mathcal{O} 属 はする年 に お 7 7 所得税法第二百二十六条第 項 に 規定する源泉徴 収 気票に 0 V) 7 同 法 第二百

八条 0 兀 第 項 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 適 用を受けるもの は、 第 項 文は 第三項 0 規 定に カゝ カコ わ らず、 当該 給 与支

払 報告 書に 記 載すべきものとされるこれら 0 規定 に 規定す る事 項 (以下この項及 Ű 第七 項に お 7 7 后給

与支払報告書記載 事 項」という。 を次に掲げる方法のいずれかによりこれらの規定に規定する市 町 村

の長に提供しなければならない。

電 子 , 情 報 処 理 組 織 (行 政手続等に おけ)る情! 報 通 信 の技術 \mathcal{O} 利 用 に関する法律第三条第一 項に規定す

る電 子 情 報処 理 組 織をいう。 次項第一 号において同じ。 を使用する方法として総務省令で定める方

法

当該給与支払報告書記載事項を総務省令で定めるところにより記録 した光ディス ク、 磁気テープそ

 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 総務省令で定める記録用の媒体 (以下この条において 「光ディスク等」という。 を提出する

方法

6 第四 項の規定によつて公的年金等支払報告書を提出する義務がある者で、 当該公的年金等支払報告書

 \mathcal{O} 提 出 期限 \mathcal{O} 属する年におい て所得税法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴 収票に つい て同 法第二

百二十八条の 四第一 項 \mathcal{O} 規定 の適用を受けるものは、 第四 項 \mathcal{O} 規定 に か か わ いらず、 当該 公的 年金等支払

報告書に 記 記載すべ きものとされ る同 項に規定する事 項 (以下この 項 及び 次項にお **\ 7 「公的 年 -金等-支払

報告 書 記 載 事 項」という。) を次に掲げる方法のいずれかにより第四項に規定する市町村の長に提供 ľ

なければならない。

電子: 情 報処理組 織を使用する方法として総務省令で定める方法

当該公的年金等支払報告書記載事項を総務省令で定めるところにより記録 した光ディスク等を提出

する方法

7

第 項、 第三項又は第四項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書 (以下この項及

報告 項にお 項の規定に基づき給与支払報告書記載事項若しくは公的年金等支払報告書記載事項 政 び はこれらの規定により提出すべき報告書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年にお 令で定めるところにより第一項、 次項において 書 いて \mathcal{O} 記 載 「記載事項」という。) 事項を 「報告書」 記録した光ディスク等の提出をもつて当該 という。 を記録した光ディスク等を提出した場合には、 第三項若しくは第四 を提出すべき者 (前二項 項に規定する市 の規定 の提出に代えることができる。 の適用を受ける者を除く。 町 村の 長 の承認を受けた場合又 その者が (以下この項及び次 提出すべき いて前二 が、

8 第四十五条の二第二項、第三百十七条の二第二項、この条第一項から第四項まで、 \mathcal{O} 提出につい 第 五. 項 文は ては、 第六項 \mathcal{O} 第一項、 規定 に より 第三項又は第四 行 わ れ た 記 載事 項の 規定により報告書の提出が行 項 0 提供及び 前項 の規定により わ 行わ れたものとみなして、 次条及び第三百二十 れ た光ディスク等

条の四第三項の規定を適用する。

第三百十七条の七第 項 中 「前条」 を「前条第一項か ら第四項まで」 に改める。

第三百二十一 条の 八 第五 項 第九 項、 第十二項及び 第十 五. 項中 第四十二条の十第一 五. 項」 を削っ

第三百二十八条の七第一 項中 「添附しなければ」 を 「添付しなければ」 に改め、 同項第二号中 「 及 び」

当するかの別及び」を加え、 規定する特定役員退職 手当等 同項第四号中「第三十条第四項第三号」を「第三十条第五項第三号」に改め 又は同法第二百一条第一項第一号イに規定する一般退職手当等 \bigcirc 7 ず れ に 該

る。

第三百四十九条の三第五項中 (外航船舶のうち、主として外国貿易のため外国航路に就航する船舶 لح

して総務省令で定め るも 0 に あ つては、 当該 欧額に五流 分の三を乗じて得た額) を削 り、 同 条第二十 匝 項 中

関 西 玉 際 空港株式会社 が を 「新 関 西 玉]際空港 株 式会社が」に、 関 西 玉 [際空港: 株式会社法第七条

際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第十二条

第一項第二号」に改める。

項第二号」を

関

西

玉

際空港及び大阪国

附則第四条第 項 第 一号及び第四条の二第一項第一号中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十

五年十二月三十一日」に改める。

附則第 五 条の 兀 第一 項第二号ハ及び第六項第二号ハ中 「及び第十条の三」 を「から第十条の三の二まで

一に改める。

附則第二 八条の二 第一 項 中 「第六十八条の 十五第五項又は」 を 「第六十八条の 十五 第五 項、 に改

第六十八 条の十二第七 項」 0) 下 に 乊又 は 租 税特別 別措 置 法等 \vec{O} 部を改正する法律 平 成二十 兀 年 法 律 第

号) 附則第三十三条の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改 Ē 前 0) 租

税 特別措置法第六十八条の十四第五項」を加え、 「第六十八条の十四第五項」を 「第六十八条の 十三第四

項」 に改 め、 同 条第二項中 「第四十二条の七第七項又は」を 「第四十二条の七第七 項、 租税特 别 措 置 法

等

 \mathcal{O} 部を改正 する法律 (平成二十四 1年法 律 第 号) 附則第二十二条 *(*) 規 定によ りな お 効力を有するこ

十二条の七 ととされ る同 第七 法 第 項、 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 規定 下に に \neg よる改 租. 税 特別措置 正 前 \mathcal{O} 法等 租税特 <u>の</u> 別 部を改正す 措 置法第四 うる法律 十二条 Ö) 平 + -成二十 · 第 五. 項 文は」 匝 年 法 に 律 改 第 め、 第四 号)

附則第二十二条の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前 \mathcal{O} 租税特別措

置法第四十二条の十第五項、」を加える。

附 三 則第· 九条第四 項中 「関西 玉 際空港株式会社及び 関 西国 |際空港株式会社法第七条第一 項 第 一 号に規 定 す

る指 定造 成 事 業者」 を 「新 関 西 玉]際空港 株 式 会社 及 び 関 西 玉 際空港及び大阪 玉 際 空 港 \mathcal{O} 体 的 か 0 効 率 的

な設置を 一及び管理 理に関する法律第十二 一条第一 項 第 一 号に 規定する指定会社」 に、 平 成十六年四 月 日 を

「平成二十四年四月一日」に改める。

附則第十条の二中 「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」 に改める。

附則第十一条第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、 同条第

十項及び第十一項を削り、同条第十二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日

に改め、 同項を同条第十項とし、 同条中第十三項を第十一項とし、 第十四項から第十六項までを二項ず

つ繰り上げる。

附則第十一条の二第一項中 「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、 同

条第二項中「若しくは第三項」を削る。

附則第十一条の四第三項及び第四項を削り、同条第五項を同条第三項とする。

附則第十一条の五第一項及び第三項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」

に改める。

附則第十二条第一項中 「第二十二項」の下に 「並びに第七十条の四の二第一項、 第二項、 第四 項、 第七

項、 第八項 (同条第四項及び第七項に係る部分に限る。 第九項及び第十項 (同法第七十条の四第三項

が 第七 若しくは」に、 第九項、 係る部分を除く。)」を加え、 項第二号及び第三十四項に係る部分に限る。)」を加え、 あつた場合を含む。) 第六項、第八項 第九項、 「の規定の適用があつた場合を含む。)の規定又は第一項」を「又は同法第七十条の四の二第七項の規 項 (同 第十二項、第十三項、第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、 第十二項か 条第八項に 「の規定 (同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。)及び第十項 お ら第十四項まで、 \mathcal{O} の規定又は前項」 いて読 適 用があつた場合を含む。) み替えて準用する場合を含む。 同条第二項中 第十八項から第二十項まで及び第二十三項から第三十八項までに に、 「第三十四項」 「同条第二十九項」 の規定又は前 同条第三項中 の 下 に 以下この項におい を 項」 「同法第七十 第七 を 「第十九項又は」を 十条の四 又 て は 同じ。 条の四第二十 同法第七 の二第三項、 (同法第七十条の四 0 + 規 · 条 の 「第十九項 定 九項」に 第三十 第 兀 \mathcal{O} 適 五. 用 項

同条第二項中 附則第十二条の二の二第一項中 「次条第四項に規定する電気自動車、 「平成二十四年三月三十一日」 同条第五項各号に掲げる天然ガス自動車、 を「平成二十六年三月三十一日」 同条第六 に改め 定

の適品

用があつた場合を含む。)の規定又は第一項」に、

「同条第五項」を「同法第七十条の四第五

に改める。

第十二条の二の五までにおいて同じ。)」に、 1 項に規定する充電機能付電力併用自動車、 に掲げ る軽 油 自動車」 を「次に掲げる自 動車 同条第七項各号に掲げる電力併用自動車又は同条第八項第三号 「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十 (第百十三条第一項の自動 車をいう。 以下この 条から附則

第一 電気自 項に 動 お 車 いて同じ。) (電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。 附則第十二条の二の五

日

に改め、

同項に次の各号を加える。

全上 降に 項において同じ。)が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一 同法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項、次条及び附則第十二条の二の五第七 \mathcal{O} 天然ガ をいう。)のうち、 の技 適用されるべきものとして定められた自動車 術 ス 基準 自 動 車 (以下この項に (専ら可燃性天然ガスを内燃機関 道路 運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日 お ζ) 7 排 出ガ ス 保安基準」 排出ガスに係る保安上又は公害防止その他 の燃料として用い という。)で総務省令で定めるも る自動車で総務省令で定め 軍 一両総重 \mathcal{O} 環境保 日) \mathcal{O} るも 量 以 以

下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。)に適合し、

かつ、

窒素酸化物

の排出量

が 平成二十一 年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値 の十分の九を超えないもので総務省令で定め

るもの

三 充電機能付電力併用自動車 (電力併用自動車 (内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務

省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、 廃エネルギー を回収する機能を備えてい

とにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動 車排出ガスの排出の 抑 制に資するも ので 総 務

省令で定めるも のをいう。 附則第十二条の二の五 において同じ。)のうち、 動 力源として 用 1 る 電 気

を外部 から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。 同 条第 項にお 7 て同じ

۰ ب

兀 次に掲げるガソリン自動車 (ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、 前号に掲げる

自動車に該当するものを除く。次条において同じ。)

1 乗用· 車 文は 車 両 |総重 量 が二・五トン以下のバ ス若しくはトラックのうち、 次のいずれにも該当す

るもので総務省令で定めるもの

(1) 道路 運送車 両法第四 十一 条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして

定められた排 出ガス保安基準で総務省令で定めるもの (以下この号及び次条において 「平成十七

年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合すること。

(2)窒素酸化物 0) 排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を

超えないこと。

(3)エネルギーの 使用の合理化に関する法律 (昭和五十四年法律第四十九号) 第八十条第一号に規

定するエ ネ ル ギ] 消費効率 (以下この条及び次条にお **(**) 7 「エネ ル ギー消費効率」という。 が

同 法第七 十八 条第 項 \mathcal{O} 規定により定められ る製造事 業者等 \mathcal{O} 判 断 \mathcal{O} 基準 となるべき事 ,項を勘定 案

て総務省令で定める エネルギー 消費効率 (次項に お いて「基準 エネルギ 消費効率」 という。

であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの 以

下この条及び次条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。) に百分の百二

十を乗じて得た数値以上であること。

口 車 両 総 重量 が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、 次のいずれにも該当

するもので総務省令で定めるもの

- ① 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2)窒素酸: 化物 \mathcal{O} が排出量が が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を

超えないこと。

(3)エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値

以上であること。

五.

次に掲げる軽 油 自動 車 (軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をい い 第三号に掲げる自動車

に該当するものを除く。次条において同じ。)

1 乗用車のうち、 道路 運送車 両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用される

べ きものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この号及び次条におい

て 「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)に適合するもの

口 車 両 総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、 次のいずれにも該当

するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

- (2)窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び
- 粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3)エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値

以上であること。

ノヽ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、 次のいずれにも該当するもので総務

省令で定めるもの

- (1) 道路 運送車 両法第四十一 条の規定により平成二十一年十月一日 (車両総重量が十二トン以下の
- ものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス

保安基準で総務省令で定めるもの(以下この号及び次条において「平成二十一年軽油重量車基準

」という。)に適合すること。

(2)窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒

子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー 消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値

以上であること。

附則第十二条の二の二に次の一項を加える。

3 前項 (第四号イに係る部分に限る。)の規定は、平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する

方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、 基準 工

ネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められた

£ 0 (次条第四項において 「平成二十二年度基準エネルギー 消費効率」という。) を算定する方法とし

て総務省令で定める方法によりエネルギー 消費効率を算定してい るも のについて準用する。 この 場合に

おいて、 同号イ③中「平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定めら れたもの

(以下この条及び次条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。) に百分の百二十

とあるのは、 「平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百

分の百五十」と読み替えるものとする。

附則第十二条の二の三第一項中 「(第百十三条第 項の自動車 をいう。 以下この条から附則第十二条の

の五までにおいて同じ。)」を削り、 同条第二項中 「第八項第一号、 第二号若しくは第三号ロに掲げる

軽 油自動 車又は附則第十二条の二の五第一項に規定する第 一種省エネルギー ·自動· 車 を 「次に掲げる自動

車」に、 「前条第二項」を「附則第十二条の二の五第四 項から第七項まで」に、 「平成二十四年三月三十

日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、 同項に次の各号を加える。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車又は車 両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、 次のいずれにも該当す

るもので総務省令で定めるもの

① 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)窒素酸: 化物 0 排出 量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を

超えないこと。

(3)エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値

以上であること。

口 車 両 総 重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、 次のいずれにも該当

するもので総務省令で定めるもの

- ① 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2)窒素酸: 化物 \mathcal{O} 排出量 が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を

超えないこと。

(3)エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値

以上であること。

ハ 車両 総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、 次のいずれにも該当

するもので総務省令で定めるもの

- ① 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2)窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を

超えないこと。

(3) エネルギー 消費効率が平成二十七年度基準エネルギー 消費効率に百分の百十を乗じて得た数値

以上であること。

一 次に掲げる軽油自動車

1 車 両 総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、 次のいずれにも該当

するもので総務省令で定めるもの

- (2) (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び

粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)エ ネ ル ギー 消費効率が平成二十七年度基準エネルギー 消費効率に百分の百五を乗じて得た数値

以上であること。

口 車 両 総 重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、 次のいずれにも該当

するもので総務省令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー 消費効率が平成二十七年度基準エネルギー 消費効率に百分の百十を乗じて得た数値

以上であること。

ノヽ 車両 総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、 次のいずれにも該当するもので総務

省令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒

子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値

以上であること。

=

車 両 総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、 次のいずれにも該当するもので総務

省令で定めるもの

- ① 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2)エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値

以上であること。

附則第十二条の二の三第三項中 「前条第二項又は前項」 を 前 :項又は附則第十二条の二の五第四項 から

第七項まで」に、 「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、 同項各号を次

のように改める。

一 次に掲げるガソリン自

動車

1 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、 次のいずれにも該当す

るもので総務省令で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2)窒素酸: 化 物 \mathcal{O} 排 ;出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を

超えないこと。

(3)エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

口 車 両 総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当

するもので総務省令で定めるもの

① 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸: 化物 の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を

超えないこと。

- (3) エネルギー 消費効率が平成二十七年度基準エネルギー 消費効率以上であること。
- ハ 車 両 総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当

するもので総務省令で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を

超えないこと。

(2)

窒素酸化物

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値

以上であること。

一 次に掲げる軽油自動車

1 車両 一総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当

するもので総務省令で定めるもの

- ① 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2)窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び

粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

- (3)エネ ルギー 消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- 口 車 両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当

するもので総務省令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2)エ ネ ル ギー 消費効率が平成二十七年度基準エネルギー 消費効率に百分の百五を乗じて得た数値

以上であること。

車 両 総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、 次のいずれにも該当するもので総務

省令で定めるもの

ノヽ

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2)窒素酸化物及び粒子状物質 の排 出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒

子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー 消費効率以上であること。

= 車 一両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、 次のいずれにも該当するもので総務

省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2)エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値

以上であること。

附則第十二条の二の三第四項を次のように改める。

4 第二項 (第一号イに係る部分に限る。) 及び前項 (第一号イに係る部分に限る。) の規定 は、 平成二

十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギ ·消費効

率を算定していない自動車であつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総

務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。 この場合にお V

第二項第一号イ③中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」とあるのは 「前 条第

成二十七年度基準エネルギー消費効率」 三項に規定する平成二十二年度基準エネ とあるのは ルギ] 消費効率 「前条第三項に規定する平成二十二年度基準エネル に百分の百三十八」と、 前項第一号イ (3) 中 平

ギー 消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値」 と読み替えるものとする。

附則第十二条の二の三第五項から第八項までを削る。

附則第十二条の二の五第三項中「前二項」を「前各項」に改め、 同項を同条第八項とし、 同条第二項中

第二種省エネルギー自動車」 を「第三種環境対応車」に改め、 「(附則第十二条の二の三第四 項から第

七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車 の取得を除く。)」を削り、 「平成二十四年三月三十

日 を 「平成二十七年三月三十一日」 に改め、 同項各号を次のように改める。

附 則第十二条の二の三第三項第一 号 (同条第四 「項にお 7 て読み替えて準用する場合を含む。 に掲

げるガソリン自動車

附則第十二条の二の三第三項第二号ハ又はニに掲げる軽油自動車 (電力併用自動車に限る。)

附則第十二条の二の五第二項を同条第三項とし、 同項の次に次の四項を加える。

4 道 路 運送法第三条第一号イに規定する一 般乗合旅 客自動車 運 送事 業を経営する者が 同法第五条第一項

第三号に規定する路 線定期運 行 \mathcal{O} 用 に供 する自動 車 (次項に お į١ 7 「路線バス等」という。) のうち、

次 (の各号のいずれにも該当するものであつて乗降 口から車椅子を固定することができる設備までの通路

り、 十八 に段がない 八条第一 同項中 項の も の 「取得価額」とあるのは、 規定 (総務省令で定め \mathcal{O} 適用 につい ては、 るものに限 「取得価額から千万円を控除して得た額」とする。 当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限 る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百

び第六項において「基本方針」という。) れ た自動車に該当するも 高齢者、 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三条第一項に規定する基本方針 のであること。 に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定めら (次項及

滑 \mathcal{O} に適合するものであること。 化基準 高 齢 [者、 (次項及び第六項において「公共交通移動等円滑化基準」という。) で総務省令で定めるも 障害者等 0 移 動等の 円滑: 化 の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通 移動 等円

5 るため 得に係る第百十八条第 れたときに限り、 路線バス等のうち、 0) 昇降機を備えるも 同項中 次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降す 項 「取得価額」 \mathcal{O} \mathcal{O} 規定の適用 (総務省令で定めるものに限る。) で初めて新規登録等を受け とあるのは、 については、 「取得価額から六百五十万円 当該1 取得が平成二十七年三月三十一日 (乗車定員三十人未満 までに行 るもの の取 わ

の附則第十二条の二の五第五項に規定する路線バス等にあつては、 二百万円) を控除して得た額」とす

る。

基本方針に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであ

公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものに適合するものであること。

6 道路 運送法 第三条第一号ハに規定する一 般乗用 旅客自動車運 送事業を経営する者がその事業 0 用 に供

す る乗用車 のうち、 次の各号の いずれにも該当するものであつてその構造及び設 備 が 高 齢 者、 障 害 者 等

 \mathcal{O} 移 動等 Ò 円滑化 の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、 障害者等 (第三号にお į١ 7 「高

齢者、 障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの (総務省令で定めるもの に限る。

で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、 当該取得

が 平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、 同項中 「取得価額」 とあるのは、 「取得」 価 額

か ら百万円を控除して得た額」とする。

基本方針に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであ

- 公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものに適合するものであること。
- \equiv 特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。 高齢者、 障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が
- 7 トラ 十六年十月三十一日)までに行われたときに限り、 る第百十八条第一項の 次に掲げるトラック ツ クのうち車 両 総 重量が二十二トンを超えるもの及び第二号に掲げるトラックに 規定の適用については、 (総務省令で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係 当該取得が平成二十七年三月三十一日 同項中「取得価額」とあるのは、 あつては (第一号に掲 「取得価額から三 平 成二 げる
- 百五十万円を控除して得た額」とする。

(総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く

車両総重量が八トンを超えるトラック

いて ものとして定められた制動装置に係 であつて、 「制動装置保安基準」という。 道路運送車 両法第四十一)で総務省令で定めるものに適合するも る保安上又は公害防止その他 条の規定により平成二十四年四 の環境保全上 月一日 \mathcal{O} の技術基準 以降に適用されるべき (次号にお

車両総重量が十三トンを超えるトラック (総務省令で定め るけ ん引自る 動車に限る。)であつて、 道

路 運 送車 両法第四十一条 Ď 規定により平成二十 四年四月 一日 以 降 に適用されるべきものとして定めら

れ た制 動装置保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの

附則第十二条の二の五第一項中「第一種省エネルギ 一自動 車」を 「第二種環境対応車」に改め、 (附

則第十二条の二の三第四項から第七項までの規定の適用が ある場合の自 動 車 の取得を除く。)」 を削り

「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」 に改め、 同 項各号を次のように改める。

附 則第十二条の二の三第二項第一 号 (同条第四 |項にお **,** \ て読み替えて準用する場合を含む。) に掲

げるガソリン自動車

附則第十二条の二の三第二項第二号ハ又はニに掲げる軽油自動車 (電力併用自動車に限

附則第十二条の二の五第一項を同条第二項とし、 同条に第一項として次の一項を加える。

次に掲げる自動車 (以下この項において 「 第 一 種環境対応車」という。) で初 めて新規登録等を受け

るも の以外 O第 種 環境 対 応 車 \mathcal{O} 取 得 に 係 る第 百 十八条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 の適 用に つい ては、 当 該 取 得 が平

成二十七年三月三十一 日までに行われたときに限 り、 同項中 「取得価額」 とあ る 0 は、 「取得価 類から

四十五万円を控除して得た額」とする。

- 一 電気自動車
- 附則第十二条の二の二第二項第二号に掲げる天然ガス自動車
- 三 充電機能付電力併用自動車
- 兀 附則第十二条の二の二第二項第四号 (同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。) に掲

げるガソリン自動車

五 附則第十二条の二の二第二項第五号イに掲げる軽油自動車

六 附則第十二条の二の二第二項第五号ハに掲げる軽油 自 動車 (電力併用自動 車 に限る。

附則第十二条の二の七第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め

る。

附則第十二条の三第一 項 中 「とする自動車で総務省令で定めるもの」を「とする自動車で内 燃機関を有

L ない ŧ <u>0</u> に、 「及びメタノー ル を「、 メタノール」 に、 「定めるもの並びに」 を 「定め るもの 及び

ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車 (内燃機関を有する自動車で併せて電気その 他 \mathcal{O}

排 平成二十二年度基準エネルギー 内 三十一日」に改め、 務省令で定めるものをいう」 の号及び次項」 で定めるものをいう。 とにより大気汚染防 総務省令で定めるも つて平成二十二年度以 燃機 基準エネルギ 出 廃 ガスの排出 工 「平成十三年三月三十一日」に改め、 ネ 関 ルギー を有す を この抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。 を回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十 る自 ・消費効率」という。) 「定めるもの 動 同条第三項第二号イ中「この項」の下に 止法第二条第十 のを動力源として用いるものであつて、 降 車 第三項において同じ。)並びに」に改め、 の で併 各年度に の 下 に つ。 せて電気その 消費効率」 (以下この号」 ・四項に規定する自 お ١ ر _ て適 次項において同じ」を加え、 という。)」 を 他 同項第二号中「平成十三年三月三十一日」を 用されるべ (T) 「次項において に改め、 総務省令で定め 動 きものとして定め に改め、 車 同 号 排 廃エネルギー 口中 出 「及び次項」を加え、 「基準エネルギ るも ガ ス 同項第一号中 同条第四 「及び次項」 0) \mathcal{O})」を削り、 を動 同項第四号中 排 出 項中 5 を回収する機能を備えているこ 力源とし \mathcal{O} ħ 抑 を削 た 消費効率」という。 制 「平成十一年三月三十一日 「平成二十年四月一 ŧ に資するもので総務 って 用 り、 Ō 四項に規定する自 「以下この条において 「定めるもの 「備えているもので総 (第六項 同 1 「平成十五年三月 るも 項第三号中 に で お (以下こ)であ あ 日から 1 7 省令 動 つて 車

平 平成二十一年三月三十一 まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、 成二十一年度分」を 「平成二十五年度分」 日まで」を「平成二十四年四 に、 「平成二十 万 一 日 · 年 四 か ら平成二十五年三月三十一 月一日 から平成二十二年三月三十一日 「平成二十二年度分」を「平 日まで」に、

成二十六年度分」

に改め、

同項第二号を次のように改める。

量 一が三・五トンを超え十二トン以下の 天然ガス自動車のうち、 年天然ガス車基準」という。) のとし て定め 5 れた排 出 道路運送車 ガス保安基準 に適合し、 両法第四十一条の ものにあつては、 で総務省令で定め かつ、 窒素 平成二十二年十月一日) 規定により平成二十一年十月一日 酸化物 るもの の排出 (以下この号に 量が平成二十一年天然ガス車基 以降に適 お 1 7 用 「平成二十 車 されるべ 市 総 重

] 1 消費効率」という。) て適用されるべきものとして定められたもの 附則第十二条の三第四項第三号中「に百分の百二十五」を「であつて平成二十七年度以降の各年度にお に百分の百十」に改め、 (次項及び第六項において「平成二十七年度基 同号を同項第四号とし、 同項第二号の次に次の 準 二 号を加 ネ ルギ

準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるも

える。

三 充電機能付電力併用自動車

第四 場合を含む。)」に改め、 七 で」に、 成二十五年度分の自 平成二十四年四 附則第: 年度基準エネルギー消費効率」に、 項 **(前** 十二条 頃に 平成二十二年度分」を 月一日 の三第 お いて読み替えて準 動 車 五 から平成二十五年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平 項中 税に限 同項を同条第七項とし、 「基準 b, 当 該· 用する場合を含む。 エ 「平成二十六年度分」 ネルギー 「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を 自動 車が平成二十五年四 消費効率に百分の 同条第 又は 五. に改め、 項の次に次の 第五 月一 百十五を乗じて得た数値 項 同 日から平成二十六年三月三十一日ま 条第六項中 (前 項 項を加 E お 1 「前三項」 える。 て読み替えて準 を を 平 「第三項、 用 成二十 する

6 第四 項 (第四号に係る部分に限る。) 及び前項の規定は、 平成二十七年度基準エネルギー 消費効率を

算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー 消費効率を算定してい ない 自動 車 一であ つて

平成二十二年度基準エネ ルギー 消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によ り Í ネ ルギ

消 費効率 を算定し てい るも 0 に . つ 1 て準 用する。 この 場合に お いて、 第四 項 第四 |号中 基 準 工 ネ ル ギ

消 費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められ たもの

平成二十七 \mathcal{O} 次項及び第六項にお は 前 項第四号に 年度基準エネルギー消費効率」とあるのは 規定する平成二十二年度基準 いて「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。) エネルギー 「第三項第四号に規定する平成二十二年度基準エ 消費効率に百分の百三十八」と、 に百分の百十」 前 とあ 項 中 る

ネルギー

消

費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

割 を に 当該各号に定める割合を乗じて得た」 ŧ + \mathcal{O} あ 合 改 にあつては当該償却資産に係る固定資産税 附則第 のにあ 一日まで」 つては、 「定めるも め、 (当該: 同 つては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格 十五条第二項中 平. 施設が第三百八十九条の 項第二号中 を 成二十七年三月三十一日)まで」に、 \mathcal{O} 平 兀 分 ·成二十四年四 の三を参酌して三分の二以上六分の 「定めるもの」 「次に」を「次の各号に」に、「平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三 月 規定の適用を受ける場合にあつては、 に改め、 日 を「定めるもの から平成二十六年三月三十一日 の課税標準となるべき価格の四分の三)の」を「にそれぞれ 同項第一号中「定めるもの」 「の三分の一 二分の一」 五. 以 下 \mathcal{O} (当該償却資産 に改め、 範 囲 内 (第六号に掲げ 四分の三) に の二分の一、 を「定めるもの お 同項第五号中 7 7 のうち、 市 町 に改め、 Ź 村 第五号に 施 第三号に \mathcal{O} 「定めるも 条 設 三分の一」 例 又 !掲げ! で は 同号を同 定める 掲 設備 げる に

同 頂第三号中 「定めるもの」を「定めるもの 二分の一」に改め、 同号を同項第四号とし、 同項第二号

の次に次の一号を加える。

三 土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で総務省

令で定めるもの 二分の一

に改

め、

同

頂を同り

条第三項とし、

同条第五

一項を同

条第四

項とし、

同条第六項中

「第二十八項」を

附則第十五 条第三項を削り、 同条第四項中 「又は平成二十三年度」を「から平成二十五年度までの間」

兀 項」に、 「第三十五項」を「第三十項」に改め、 同項を同条第五項とし、 同条第七項中 「平成二十三年

度」を「平成二十六年度」に改め、 同項を同条第六項とし、 同条第八項を削り、 同条第九項を同条第七項

同条第十項中「第二十一項」を「第十七項」に、「平成二十四年三月三十一 日」を 「平成二十六年

三月三十一日」 に改め、 同項を同条第八項とし、 同条第十一 項を同条第九項とし、 同条第十二項中 平成

二十二年四月一 日 か ら平成二十四年三月三十一日まで」を 「平成二十四年 应 月一 日 か ら平成二十七年三月

三十一日まで」 に、 「の三分の二の額」を「に三分の二を参酌して二分の一 以上六分の五 一以下の範囲内に

路 同 兀 お 条第二十五項を同条第二十一項とし、 四年度分及び平成二十五年度分」に、 第二十三項を第十九項とし、 十三項とし、 する年) 年法律第 分の二 を同条第十六項とし、 いて市 項を同条第十五項とし、同条第十八項を削り、 に就航する船舶であつて、」及び「であるもの」 項を同条第十二項とし、 を乗じて得た額」 同 町村 \mathcal{O} 九十九号) 項 兀 同 月 の条例で定め 条第十六項を同条第十四項とし、 を 日 「第三百四 の施 0 同条中第二十項を削り、第二十一項を第十七項とし、 属する年度から平成二十三年度まで」 流行の に改 同条第十五項中「第三百四十九条の三第五項の主として外国貿易のため外国航 る割合 十 同 日 め、 条第二十四項中 九条の三第五 の属する年の翌年 (当該施設が第三百八十九条 同 同条第二十六項中「第三十七項」を「第三十二項」に改め、 .項を同条第十項とし、 「四分の三」 項」 「平成二十二年度分及び平成二十三年度分」 に、 同条第十九項中 同条第十七項中 (当該日が を を削り、 五五 「三分の二」 分の を「平成二十四 同 一月一日である場合におい 「海上運送法の一部を改正する法律 兀 条第十三項を同条第十一項とし、 の規定の適用を受ける場合にあ 「第二十一項」を「次項」に改め、 「第三十項」を「第二十六項」 に改り を 「三分の め、 第二十二項を第十八項とし、 |年度か 同 項 を同条第二十項とし、 に改め、 ら平成二十六年 ては、 を 同 当 項 つては、 「平成二十 に改 を 同 該 平 度 同 同 条第 日 項を 同項 条第 ま \mathcal{O} 成 三 同 で 属 八 +

項」を に + に改め、 同条第二十六項とし、 項とし、 同条第二十二項とし、 改 第三十四項を削 項」に、 め、 「第三十項」に改め、 同条第三十項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、 同 同項を同条第二十七項とし、 項 「第六項」 を 同条第三十項とし、 り、 同条第三十一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」 を 同条第三十五項中 同条第二十七項を同条第二十三項とし、 「第五項」に改め、 同項を同条第三十二項とし、 同条第三十六項を同条第三十一項とし、 同条中第三十二項を第二十八項とし、 「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」 同項を同条第二十四項とし、 同条中第三十八項を第三十三項とし、第三十九 同条第二十八項中 同条第二十九項 第三十三項を第二十九項とし 同条第三十七項中 「第三十五項」 を同り 条第一 「第三十五 を 同 二十五 「第三 . 項 を

36 条第一 高齢者、 項に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために行われるエレベ 障害者等の移動 等の円滑化の促進に関する法律第二条第五号に規定する旅客施設を同法第八 ーター、 工 ス 力

項を第三十四項とし、

第四十項を第三十五項とし、同条に次の二項を加える。

 \mathcal{O} ターそ 整備 0 に関する事業 他 \mathcal{O} ,移動等! 円滑化 (既設 の鉄道 (同法第二条第二号に規定する移動等円滑化をいう。) (鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く。) 0 ために 又は軌 必 要なる 設備 道 0)

動 等 \mathcal{O} 円 滑 化 \mathcal{O} 促 進 日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得し にこ 関する法律第二条第四 1号イ に 掲げる鉄道事 業者 又 は 同号 口 に 掲 げ る軌 道 経 屋又は 営 者 の移 が

停車場設備その他 の鉄道事業の用に供する償却資産で政令で定めるもの (以下この項にお いて 停 車 場

た停車場

建

物

その他の家

平成二十四年四月一

建物等」という。)に対して課する固定資産税又は都市 計 画 税 の課税標準は、 第三百四十九条、 第三百

兀 十九条の二又は第七 百二条第 項 \mathcal{O} 規 定 に カン カ わ らず、 当該 \$停車場; 建 物 等に 対 して 新 たに 古 定資 産 税

又 は 都 市 計 画 税 が 課 されることとな つた年 度か 7ら五. 年 -度分 0 固 定資 産 税 又 は 都 市 計 画 税 に 限 り、 当 該 停

車 · 場 建 物等に 係 る固・ 定 資 産 税 又は 都 市 計 画 税 \mathcal{O} 課税 標準となるべき価格 の三分の二の 額とする。

電気事業者による再生可能エネルギー 電気の調達に関する特別措置法 (平成二十三年法律第百八号)

37

第三条第二項に規定する認定発電設備 (同法第二条第四項第六号に掲げる再生可能エネルギー 源を電気

に変換するものを除く。)で総務省令で定めるも ののうち、 同法附 則第 条第三号に掲げる規 定 \mathcal{O} 施 行

 \mathcal{O} 日 か ら平 成二十六年三月三十一 日 ま で \mathcal{O} 間 に 新た に 取得, され た £ 0 に 対 して 課する 古 定資 産 税 \mathcal{O} 課 税

標準 は、 第三百 四十 九条の二の 規定に、 か か わらず、 当該: 設 備 に対し て 新たに固定 資 産 税 が 課されること

の三分の二の額とする。

附則第十五条の二第一項中「次条第一項」を「次条」に、 「前条第二十一項」を「前条第十七項」に改

め、 同項第一号中 「日本国有鉄道改革法」の下に「(昭和六十一年法律第八十七号)」を加え、 同条第二

項中 「次条第一項」を 「次条」に、 「平成二十三年度」を「平成二十八年度」に、 「前条第二十一項」を

「前条第十七項」に改める。

附則第: 十五 条の三第 項中 (次項において 旧 地方税法」 という。)」 を削り、 「平成二十三年度」

を「平成二十八年度」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

附則第十五条の六第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、 同

条第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に、 「いう。 附則第十五条の

八第一項において同じ。」を「いう。」に改める。

附則第· + 五 条の七第一項及び第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」

に改める。

まで」 に改め、 第一 種中高[層 耐 火 建築物である貸家住宅にあつては当該貸家住宅に対して新たに固 定 資

産 産 税額 税 が 課されることとなった年 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 分所有に係る貸家住 度か 宅にあつてはこの 5 五. 年 度分の固定資 項 0 規定 産 の適 税 に限 用を受け Ď, そ る部 の者の当該貸家住宅に 分に係 る税額とし て各区 係 る固 分所 定資

有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、 区分所有に係る貸家住宅以外の貸家住 宅

(専ら住居として貸家の用に供される部分以外の部分を有する貸家住宅その他の政令で定める貸家住宅に

限 る。)にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定 し

た額とする。) の三分の二に相当す る額を当該貸家住宅に係 る固定資産税 額 いから減 額す るものとし、 第二

種 中高 層 耐 火建築物 で あ る貸家住宅にあつては」 を削り、 同条第二項中 「平成二十四年三月三十一日」を

「平成二十七年三月三十一日」に改める。

る法律 + 度又は平成二十六年度」に改め、 改 前 + 六年度まで」 十二年度又は平成二十三年度」 十二年度又は平成二十三年度」を「平成二十五年度又は平成二十六年度」に改め、 \mathcal{O} 「平成二十一年 附則第-Ē \mathcal{O} 一年改正前 一年改正前」を「平成二十四年改正前」に、 地方 前 部を改正する法律 (平成二十一年法律第九号) (平成二十四年法律第 税法」 + を 七 「ついて平成二十四年 に改 条の の地方税法」という。 という。)」に、 度から平成二十三年度まで」 見出 め、 し中 同条第六号イの 「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を を 同号 改正前」 「平成二十五年度又は平成二十六年度」 「平成二十年度分」 号) 表(2)中 口 第一条の規定による改正 を 0 に、 表2中「平成二十一年度」を「平成二十四年度」 「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正 を 「平成二十一年度」 「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に、 「平成二十四年度か 「平成二十二年度又は平成二十三年度」 第一条の規定による改正前の地方税法 を 「平成二十三年度分」に、 を 前 ら平成二十六年度まで」に、 の地方税法 「平成二十四年 に 平 改 め ·成二十四 (以下「平成二十四年 る。 同条第八号イ及びロ中 · 度 」 「ついて平成二十一年 を 1年度 に、 (以 下 平 に、 から平成二十 -成二十 地 方 「平成二 「平成二 平 「平成二 税 改正 成二 五. 法 す . 等 年

附則第十七

条の二の見出しを「

(平成二十五年度又は平成二十六年度における土

地

1の価:

格

の特例)

に

度分」 項 中 +平成二十二年度」を「平成二十五年度」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、 六年度分」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、 十二年度分」 に改め、 の第三号中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十二年度分」を 適用土地」に、 二十三年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、 を「平成二十六年度」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、 に」を 四年度分」に、 四年度分」 「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に、 「平成二十五年度に」に、「平成二十二年度の」を「平成二十五年度の」に、 同 「平成二十六年度分」 表 を「平成二十五年度分」に改め、 の第四号中 に改め、 「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」 「平成二十二年度類似適用 同 表の第五号及び第六号中 「平成二十二年度」を「平成二十五年度」 に改め、 同条第三項の表以外の部分中 土地」を 同条第四項の表以外の部分中「平成二十三年度分」を「平 「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、 「平成二十五年度類似 「平成二十二年度適用土地」を に改め、 に、 「平成二十三年度分」を「平成二十 同項の表の第一号及び第二号中 同表の第五号中「平成二十二年度 「平成二十一年度分」 適用土地」に、 同表の第六号中 「平成二十五年度分」 「平成二十三年度」 「平成二十五年度 「平成二十三年 を 同条第二 「平成二 平成二 ·「平成 同表

十項、 附 十五条の三」 几 表附則第十五 項、 則第十五 第二十四項、 第二十八項、 条の二第二項 に改め、 条第六項、 第二十九項、第三十二項及び第三十五項」を 第二十五項、第二十八項及び第三十項」に、 同条第八項から第十項までの規定中 並びに附則第十五条の三第一 第十六項、 第二十四項、 第二十八項、 項の 項中 「平成二十二年度分」 第二十九項、 「附則第十 「附則第十五条第五項、 「附則第十五条の三第一 五. 条第六項、 第三十二項及び第三十五 を 「平成二十五 第十六項、 項」 第十四項、 を 年度分」 附 第二十 第二 則 第

に、

「平成二十三年度分」を

「平成二十六年度分」

に改

 δ

る。

兀

平成二十一年度か 三年度まで」 平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」 条第 用地にあつては十分の八、 年 附 度か 則 第 四項とし、 ら平 十 人 を 条の 成二十六年度まで」 「平成二十四年 ら平成二十三年度まで」 同条第六項中 前 \mathcal{O} 見出し 商業地等にあつては」を削り、 及び 度から平成二十六年度まで」 「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度か に改め、 同 条第 を 項 中 同条第二項中 「平成二十四年 「平成二十一年 「住宅用地又は商業地等」 に改め、 度から平成二十六年度まで」 同条第三項中 度から平成二十三年度まで」を 同 条第四項を削 「平成二十一年度から平成二十 を り、 「商業 に改 に 同 改 条第 地 め、 等」 「平成二十 五. ら平成 項中 に、 同 項 住 を

宅

同

度」 中 中 に」を「平成二十四年度に」に改め、 二十六年度まで」に改め、 に改め、 「平成二十二年度に」 「平成二十二年度又は平成二十三年度」を「平成二十五年度又は平成二十六年度」に改め、 に改 め、 同 同号 項第一号中 口 中 「平成二十三年度」 を「平成二十五年度に」に改め、 「平成二十年度」を 同項を同条第五項とし、 同号イ中「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に改め、 を 「平成二十三年度」 「平成二十六年度」 同条第七項中 同号イ中 に改め、 に改め、 「平成二十二年度」 第四 同 同項第二号中 項及び第五 項第四号中 項」 を 平 「平成二十三年度 を「及び 平 成二十 同 成二十五 項第三号 同号 第 一年 匹 · 度 年 項 口

「平成二十六年度」

に改

め、

同

頂を同り

条第六項とする。

び 第 平成二十四年 年度分」 二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、 一号中 口 附則第 中 「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」 に改め、 十八条の三第一項中 「平成二十一年度」を「平成二十四年度」 改 正 同号 前 に 口 改 中 め、 「平成二十年度分」 「附則第十八条第七項第一号」 同 項第二号中 「平成二十二年度」 を 「平成二十三年度分」に、 に改め、 に改め、 を 同号イ中「平成二十年度分」 同項第三号中「平成二十三年度」 「附則第十八条第六項第一号」に、 を 「平成二十五年度」 「平成二十一年改 に改 を「平成二十三 め、 正 同条第二項 を 同 前 一号イ及 平成 平成 を

似 年度に」 用 二十年度類似課税標準額」 年度類似用途変更宅地等」を「平成二十四年度類似用途変更宅地等」 成二十五年度分」に、「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同項第一号中「平成二十一 三号」に、 年度に」を「平成二十四年度に」に、 各号列記 十三年度分」 十三年度に」 二十六年度」 「平成二十五 用途変更宅地等」に、 一途変更宅地等」を「平成二十四年度類似用途変更宅地等」に、「同条第七項第三号」を に、 以外 「平成二十二年度に」を「平成二十五年度に」に、 に、 を に改め、 (T) 年度類似 「平成二十年度類似特定用 部分中 平 「平成二十一年度に」を 成二十六年度に」に、 用 同号イ及びロ 「附則第十八条第七項第二号」を 途変更宅地等」に、 「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に、 を 「平成二十三年度類似課税標準額」に改め、 中 「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、 「平成二十二年度分」 途宅地等」 「平成二十三年度類似用途変更宅地等」 「平成二十四年度に」に、 「同条第七項第四号」 を 「平成二十三年度類似 「附則第十八条第六項第二号」に、「平成二十 を「平成二十五年度分」に改め、 「平成二十二年度類似用途変更宅地等」を を に、「平成二十年度分」 「同条第六項第四号」に、 「平成二十年度に」 同項第二号中「平成二十二年度 S 特 定 用 「平成二十二年度分」を 途宅 を「平成二十六年 「平成二十一年度類似 地 等」 を「平成二十三 「同条第六項第 に、 同条第三項 「平成二 平 平成 · 度類 平

年度類別 成二十 度分」 似 に 平成二十年度類似課税 十五 兀 二十五年度分」 成二十一年度類似課税標準 年度に」 類似用途変更宅地等」 ≦特定用: 改め、 平成二十二年度類似課税標準 年度分」に、 年度に」 应 に改 似 年 途宅 用 同 改 め、 項第二号中 途変更宅地等」を 地等」 に、 正 「平成二十一年度類似特定用途宅地等」 に、 前 同号 「平成二十二年度に」 「平成二十二年度類似特定用途宅地等」 を に、 口 「平成二十三年度に」 を 中 標準額」を「平成二十三年度類似 「平成二十三年度類似特定用途宅地等」に、 「平成二十一年度類似 「平成二十五 「平成二十年度分」 平 類 成 「平成二十六年度類似 · 額 を 二十年度類似 「平成二十四年度類似課税標準 を を「平成二十五年度に」に、 年度類似用途変更宅地等」に、 「平成二十五年度類似課税 を を 課 特定用途宅地等」 「平成二十六年度に」に、 税標準額」 「平成二十三年度分」に、 用 を「平成二十四年度類似特定用途宅地等」に、 途変更宅地等」に、 課税標準 を を「平成二十四年度類似 「平成二十五 を 額 額」 標準額」 「平成二十三年度類似 「平成二十年度分」 「平成二十一年度に」 に改 に改め、 「平成二十一年度分」 「平成二十二年度に」 に改め、 め、 年 「平成二十二年度分」 「平成二十一年改正 - 度類似: 同項第三号中 同号イ中「平成二十年度類 特定 課 同 K税標準7 **|**条第| を 特定用 用 を 兀 途宅 「平成二十三年 を |項第 額」 「平成二十三 「平成二十 を 途 前 地 「平成二十 を 宅 に改め、 等 平 号 中 地 を 平成 等 に、 成二 平 平 <u>.</u> 四

+ 同 号イ中 一年度分」 平 を 平 成二十四年度分」 に改め、 同号 口 中「平成二十一年度分」を 平 成二十四年 度分」に

中 「平成二十二年度類似課税標準額」を「平成二十五年度類似課税標準額」 「平成二十一年度類似特定用途宅地等」を「平成二十四年度類似特定用途宅地等」 に改め、 に改め、 同号イ中「平成二十 同項第三号

年度類似特定用途宅 地等」を 「平成二十五年度類似特定用 途宅地等」に、 「平成二十二年度分」を 平

成二十五 年度分」 に改 め、 同号 口 中 「平成二十二年度分」 を 「平成二十五年度分」に、 「平成二十二年度

カン ら平成二十三年度まで」を 「平成二十四年度から平成二十六年度まで」 に改め る。

類似

|特定

用

途宅地

等

を

平

成二十五

一年度類似特定用

途宅

地 . 1 等 _

に改り

め、

同

条第五

項中

「平成二十一年度

附 ||則第十九条の見出し及び同条第一項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年

度 から平成二十六年度まで」 に改め、 同 条第二項中 「附則第十八条第七項」 を 「附則第十八条第六項」に

同 条第七 項」 を 同 条第六項」 に、 第四項 及び第五項」 を 「及び第四 垣」 に改 $\hat{\emptyset}$

附則第· + 九 条の二第三 一項中 「平成二十二年度」 を 平 成二十 五. 年 度 に 改 め、 同 項 第一 号 中 「平成二十

年度分」 を 「平成二十四年度分」に、 「平成二十一年度の」 を 「平成二十四年度 *の* に改め、 同項第二

年 号 中 + を 平成二十五年度の」に、 六年度に」に改 に改め、 を 度の」に、「平成二十二年度適用土地」を 四年度」に、 「平成二十五年度適用土地」に、 「平成二十五年度分」に、 「平成二十一年度」 同 項第二号中 め、 「平成二十二年度の」を「平成二十五年度の」に、 同 項第一号中「平成二十三年度分」 「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、 「平成二十三年度の」を「平成二十六年度の」に、 を「平成二十四年度」 「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十二年度の」を「 「平成二十二年度類似適用土地」 「平成二十五年度適用土地」に、 に改め、 を「平成二十六年度分」に、 同条第四 1項中 「平成二十三年度の」 を「平成二十五年度類似 「平成二十三年度に」を「平成二十 「平成二十一年度」 「平成二十二年度適用土地」 「平成二十二年度類似適用 「平成二十二年度分 を 「平成二十六 を 適 用土 平 成二 地

同条第四項を削り、 ら平成二十三年度まで」 十六年度まで」 附則第十九 条の四第 に改め、 同条第五項中 一項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二 を 同条第二項を削 「平成二十四年 「附則第十八条第七項」を「附則第十八条第六項」 り、 一度か 同条第三項中 ら平成二十六年度まで」 「第一項」 を に改 「前項」 め、 に、 同 項 に改め、 を同 「平成二十一年度か 条第二項とし、 「及び前項

土

地」を「平成二十五年度類似適用土地」

に改める。

度分」 農 を び 三項の」に、 年度分」 三年度特定市 七項第四号」 にに、 度まで」に、 条第六項第一号」に、 十三年度」に、 第四 地 を削 「平成二十四年度に」に、 に、 に、 項」 り、 に、 「平成二十二年度特定市街化区域農地」を「平成二十五年度特定市街化区域農地」に、 を削 「から第五項まで」 を「同条第六項第四号」に、 同 同 街化区域農地」 「平成二十二年度分」 「前各項」を「前三項」に改め、 「附則第十八条第七項第二号」を 条第七項」 条第七項第三号」 り、 「平成二十一年度、 同 頂を同り 「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十 を を「平成二十六年度特定市街化区域農地」に、 条第三項とし、 同 「平成二十一年度特定市 を「から第三項まで」 を 条第六項」 _ を 同 を「平成二十四年度、」に、 平 条第六項第三号」に、 「平成二十三年度に」を「平成二十六年度に」に、 成二十五年度分」 に、 同条第六項中 同項を同条第四項とし、同条第七項中 「附則第十八条第六項第二号」に、 第四 街 に改め、 化区域 項及び第五項」 「附則第十八条第七項第 に、 農 同項を同条第五項とし、 「平成二十二年度に」 地 「平成二十三年度分」 「平成二十一年度分」 を 「平成二十四 を 「及び第四 「平成二十年度」 「平成二十一年度に」 一号」 を 年度特 「第五項の」 を 項」 同条第八項中 平 を を 平 定 に 成二十五 「平成二十四 「附則第 成二十-を 改 市 「平成二十 街 「平成二 同 を 化 六年 六年 十八 条第 年 区 「 第 平 及 度 域

七 二十四年改正前」に、 項及び第二項」に、 成二十一年 条の二 第八項」 · 度 か 、6平 を ·成二十三年度まで」を 「平成二十一年度で」を「平成二十四年度で」に、「平成二十 「附則第二十七条の二第六項」に、 「から第五項まで」 を 「平成二十四 「から第三項まで」に改め、 1年度か 「つい て第一項 ら平成二十六年度まで」 か 同項を同条第六項とする。 5 第四 項 - 一 年 改 | (まで」 に、 を 正前」を っつ 附 *()* 崱 て第 平成

カ ら平成二十六年度まで」 附則第二十一条 (見出しを含む。) に改 Ø á. 中 「平成二十一年度から平成二十三年度まで」 を 平 成二十四 年度

等 度 成二十年度分」 固 成二十六年度まで」に改 定資産 以 から平成二十六年度まで」 同 附則第二十一 項第 外 税額 を 一号イ及び 住 又は市街 を 宅 条の二の 用 「平成二十三年度分」 地 口 以外の 等 化区域農地 見出 以外」 め、 に改め、 部 同 L に、 条第一 中 分中 据置固定資産税額」 「平成二十一年度か 平 「平成二十一年度分」 項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」 に、 成二十一年度」を 住宅用地据置固定資産税額」 「平成二十一年改正前」 を ら平成二十三年度まで」を 「又は市 を 「平成二十四年 平 成二十四年度分」 街化区域農地 を を削り、 「平成二十四年改正 度 に改 調 整 「平成二十四 に改 め、 固 宣定資産 市街化区域農地 を 同 め、 号 平 前 1 税 同 中 年 号 額 成二十四 · 度 に 口 商 改 に 中 カコ 業 改 調 5 平 平 地 年 8 整

号」 項」 号 年度」 住宅用 七 \mathcal{O} に 第六項第二号イ」に、 十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、 「附則第二十一条」 項の項中 四第六項 改 口 同 「平成二十二年度分」 に改 に改 め、 中 .項第二号イ及びロ以外の部分中「平成二十二年度」を「平成二十五年度」 を 地等」 「平成二十二年度分」 め、 め、 同 「平成二十六年度」 から第八項まで」を 条第二項 「附則第十八条第七項」 に、 同 同 表附 表附 同 則 \bigcirc の 下 に 則第十八条第七 第十八 表以外 条」を「これらの規定」 「平成二十年度分」 を「平成二十五年度分」に改め、 「又は第二十一条の二第 を 条第七 に改め、 の部分中 「第十九条の四第四項 「平成二十五年度分」に、 を 項各号の 項第二号イの 同号イ中 附 「附則第十八条第六項」に、 を「平成二十三年度分」 則第十八条第七項」を 項中 同号ロ中「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に に、 「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」 項中 「附則第十八条第七項各号」を 一項第三号イ若しくは 「平成二十一年度分」 から第六項まで」に改め、 附 同項第三号イ及びロ 則第十八条第 「平成二十三年度分」 「附則第十八条第六項」に、 に、 一、 第四 七項第二号イ」 「平成二十一年改正前」 を ロ 項及び第五項」を 「平成二十 に改め、 以外の部分中 を加え、 同項 を 「附則第十八条第六項各 平 $\widehat{\mathcal{O}}$ を 同号イ中 表附則第十八条第 成二十六年度分」 四年度分」 「商業地等」 附 「平成二十三 に改め、 則 「及び第四 「第十. を 第 「平成二 に改 十八条 「平成 九条 を 同 $\dot{\aleph}$

三号口 を加え、 め、 平成二十一年改正前」 に 則第十八条第七項第三号イの項中 項第二号 二十四年 に、 附 第一項第三号イ若しくはロ」を加え、 改 「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に、 則 同 め、 第 表 0 「平成二十二年度分」 項中 附 改 + 口 同 「同条」 の項中 凣 三則第十八条第七項第四号の Ē 表 前 条第七項第二号イ」 附 「平成二十二年度分」 則 第十 を「これらの に改め、 「平成二十一年度分」 を 八条の三第二 「平成二十四年改正 「附則第二十一 を 規定」 「平成二十五 を 「附則第十八条第七項第三号イ」 を 一項 第 「附則第十八条第六項第二号イ」 に、) 項 中 平 を「平成二十四年度分」 「同条」を「これらの規定」に改め、 一号口 条」 成二十五年度分」 「附則第十八条第七項第四号」 平 前 年度分」 の 下 に 成二十一年度分」 \mathcal{O} 項中 に改め、 「平成二十二年度分」 に、 「平成二十年度分」 「又は第二十一条 「平成二十三年度分」 「附則第二十一条」 に改め、 を に改め、 を 「平成二十四年 に改 同 「附則第十八条第六項第三号イ」に 表 の二第一項第三号イ若し を 公附則第-同表附品 を め、 を「平成二十五年度分」 「平成」 「附則第十八条第六項第四 の 下 に 同表附則第十八条の三第二 同表 を 十八条の三第三 則第十八条の三第二項第 -度分」 附 二十三年度分」 「平成二十六年度分」]則第. 「又は第二十一条 に改 + 八 条 め、 こくは 0 項 三第四 同 \mathcal{O} に改 項 表 口 号 中 \mathcal{O} 附

項 第 一

号口

の項中

「平成二十年度類似特定用途宅地等」

を「平成二十三年度類似特定用途宅地等」

平 れ 成二十年 らの規定」 附 則 第二十一 -度分」 に改め、 条」 を 平 \mathcal{O} 同 下に 表附 成二十三年度分」 則第十八条の三第四 「又は第二十一 に、 条 の二第 「平成二十 項第二号口 項第三号イ若しくはロ」 年 の項中 改 Ē 前 「平成二十一 を 平 -成二十 年 を -度類似 加 え、 匹 年 |特定| 改 同 正 用 条 前 途宅 を に 地 改 等 8

同 表 を 附 平 則第十八 成二十四 条 年 の三第四 · 度類 似 特定用途宅地等」 項第三号 口 0 項 中 に、 平 成二十二年 「平成二十一年度分」 度類似 |特定| を 用 途宅地等」 平 -成二十四年度分」 を 平 成二十三 に改め、 五. 年 度

類似 特 定 用 途 宅 地 等」 に、 「平成二十二年度分」 を 「平成二十五 年 -度分」 に 改 め、 同 表 附 則 第 + 九 条 \mathcal{O} 匹

号 第六 を 項 \mathcal{O} 「附則第十八条第六項第 項 中 附 則 第 + 九 条 \mathcal{O} 兀 一号」に、 第六項」 を 附 前 各 則 項 第 + 九 条 \mathcal{O} 兀 第 匹 項 附 則 第 に、 十八 条 附 第 則 H 第 項 +八 条 第 七 項 第

項中 を 前 項 第七 項」 附 則 第 + 八 条 第十 第六 項 五. 項」 に、 に改 め、

附

則

第

+

九

条

 \mathcal{O}

几

を

附

則

九

条

 \mathcal{O}

匹 第

第

五.

項」

を

「第三

項」

に、

附

則

同 表 附 則 第十 九 条 0 匹 第 七 項 Ó

第十八 条 第七 項第二号」 を 附 則 第 + 八 条 第六 項 第二 号 に 改 め、 同 表 附 則 第十 九 条 \mathcal{O} 匹 第 Ł 項 及 び 第 八

項 \mathcal{O} 項 中 附 則 第 + 九 条 \mathcal{O} 兀 第 七 項 及び 第 八 項」 を 附 則 第 + 九 条 \mathcal{O} 兀 第 五. 項 及び 第六 項」 に、 か 5 第

五. 項まで」 を 「から第三項まで」に、 「附則第十八条第七項」 を 「附則第十八条第六項」に改める。

まで」 市 街 附則第二十四 K 化 区 に 立域農: 改 め、 地 条中 据置 住宅 固定資産税額」 「平成二十一年度から平成二十三年度まで」 用 地 据 置 固 を [定資産 「若しくは市街化区域農 税 額 を削 り、 市 地 を 調 街 [整固定資産税額] 化区 「平成二十四年 域 農 地 調 整 固 度から平成二十六 に 定 改 資 らめる。 産 税 額若しくは 年度

八条第六項」 成二十六年度まで」 住 十四年度から平成二十六年度まで」 を同条第四項とし、 十三年度まで」 平 「平成二十一 宅用 附則第二十五条の前 ·成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」 地 に あ に、 年 つて を 度から平成二十三年度まで」 は 「平成二十四年度か に改 十分の 同条第六項中 の見出 第四 め、 |項及 八、 同 し及び同条第一項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を |項を同 商業 び 第 「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を に改め、 地 五. ら平 等に 項 条第五項とし、 \hat{O} 成二十六年度まで」 あつて を を 同条第二項中 及 「平成二十 は び 第四 を削 同 条第七項中 匝 項 り、 「住宅用地又は \bigcirc 年 に改め、 度か 同 に、 条第三項中 ら平成二十六年 附 同 同 則第十八条第七 |条第-条第四 商業地等」 平 七 項」 項 成 「平成二十四 -度ま を削 <u>二</u> 十 を を で 項」 り、 商 同 年 に を に 業 度 条 同 第六 年度から平 改 改 地 条 カン 附 等」 め、 第 ら平 め、 平 項」 則 五. 第十 に、 同 項 成二 \neg に 項 中

第

四項及び第五項」

とあ

るの

は

「附則第二十五

条第

項、

第四

|項及び

第五項」

を

「及び第四

項」

لح

あるのは 「附則第二十五条第 項及び第四項」 に改め、 同項を同条第六項とする。

に、 分 を 七 成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中 兀 中 平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、 成二十一 四年度」 条第七項第一号」を「附則第十八条第六項第一号」に、 項」 年度分」 附則第二十五条の三第一項中 「同条第六項第三号」に、 「平成二十二年度」 を 「平成二十一年度に」を 「平成二十三年度分」 年度 に改め、 「附則第二十五条第六項」に、「附則第十八条第七項第二号」を に改め、 類似用? 同号イ中 途変更宅 同項第三号中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」 を 「平成二十五年度」 「平成二十年度分」を に、 地等」 「平成二十二年度に」を「平成二十五年度に」に、 「平成二十四年度に」に、 「附則第二十五条第七項」 「平成二十一年改正 を 平 成二十四年度類似 に改め、 「平成二十三年度分」に改め、 同条第二項第一号中「平成二十一年度」を「平成二十 前 同号イ及び 「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「 「平成二十年度」 を を 用途変更宅地等」に、 「附則第二十 「平成二十四年 口 中 「平成二十一年度分」を を 五条第六項」に、 「附則第十八条第六項第二号」 に改め、 · 改 正 「平成二十三年度」 同号口· 前 「平成二十二年度類似用 同 に 同号イ及び 「附則第二十五条第 改 中 条第七 め、 平 「附則第十八 項第三号」 同 成二十年度 「平成二十 に、 口 項第二号 中 平 平

号イ中 度に」 改 年改 を 二十四年度分」 等」に、 特定用途宅地等」 第四項第一号中「平成二十年度類似課税標準額」を「平成二十三年度類似課税標準額」 標準額」 用途宅地等」に、 年度分」 め、 平成二十年度類似特定用途宅地等」 「平成二十三年度分」 近前」 を 同 「平成二十二年度類似特定用途宅地等」 を「平成二十五年度分」に、]項第三号中 に改め、 「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、 「平成二十五年度に」に、 を 「平成二十四年 に、 に改 同号イ中「平成二十一年度類似特定用途宅地等」を「平成二十四年度類似特定用途宅 「平成二十二年度類似課税標準額」を「平成二十五年度類似課税標準 「平成二十二年度類似 「平成二十一年度類似特定用途宅地等」 め、 に改め、 同項第二号中「平成二十 改正 前 同号 「平成二十二年度類似特定用途宅地等」 に、 を「平成二十三年度類似特定用途宅地等」に、 口中 「平成二十三年度に」 課税標準 「平成二十年度分」を 「平成二十年度類似特定用途宅地等」 を「平成二十五年度類似特定用途宅地等」 額」 一年度類似課税標準額」を「平成二十四年 を 平 を「平成二十六年度に」に、 を「平成二十四年度類似特定用 成二十五 同号口中「平成二十一年度分」 「平成二十三年度分」 年度 類似 を 「平成二十 を 課 税 「平成二十三年度類 標準額_ 「平成二十年度分」 に、 に改め、 額」に改 に、 五年 「平成二十二年 途宅 「平成二十一 に 度類似 度類似 「平成二十 を 改 地 め、 同号イ中 等」 め、 平成 課税 同条 特 に 同 地 仞 定

二年度分」を「平成二十五年度分」 「平成二十二年度類似特定用途宅地等」 に改め、 を 「平成二十五年度類似特定用途宅地等」 同号口中 「平成二十二年度分」 を「平成二十五年度分」に、 に改 め、 同 条第五 項中

「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改める。

に、 年度から平成二十六年度まで」に改め、 附則第二十六条の見出し及び同条第一項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四 「同条第七項」 を 同 条第六項」に、 同 条第二項中 第四項及び第 「附則第十八条第七項」を 五項」 を 「及び第四 項 「附則第十八条第六項」 に改 いめる。

項」 及び第四 から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、 二十六年度まで」に改め、 同 附 を削 条第四項を削り、 則第二十七条 項」 り、 を削 同 条第七 り、 の二第一 同条第五項中 同 項」 項 項 中 を 同条第二項を削り、 を 同 条第三項とし、 「同条第六項」に、 「平成二十一年度から平成二十三年度まで」 「附則第十八条第七項」 同条第六項中 同条第三項中 一、 第四 を「附則第十八条第六項」 項及び第五項」 第一 附 三則第· 項」を 十八条第七項第一号」 「前項」 を を 「平成二十四 「及び第四 に、 同項を同条第二項とし に改め、 平 項」 を 年 成二十一年度 に改い 度 附 か 「及び前 ら平成 則第十

八条第六項第一

号」

に、

「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六

改め、同項を同条第六項とする。

附則第二十七 条の四 (見出しを含む。) 中 「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四

年度から平成二十六年度まで」に改める。

ら平成二十六年度まで」

に改め、

同条第一項中

「平成二十一年度から平成二十三年度まで」

を

平

成二十

附則第二十七条の四 の二の見出し中 「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度か

匹 1年度かる ら平 成二十六年度まで」 に改め、 住宅 用 地 据 置 都 市 計 画 税 額 を削り り、 市 街 化 区 域 農 地

調 整 都 市 計 画 税 額 又 は 市 街 化 区域 農 地 据 置 都 市 計 画 税 額 を 「又は 市 街 化 区 域 農 地 調 整 都 市 計 画 税 額 に

改 め、 同 項第一 号イ及び 口 以外 の部分中 「平成二十一年度」 を「平成二十四年度」 に改め、 同号 イ 中 一商

業地等以外」 を 「住宅用地等以外」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」 に改め、 同 号 口 中

亚 成二十年度分」を 「平成二十三年度分」に、 「平成二十一年改正前」 を 「平成二十四年改 Ī 前 に改

め、 附 則第二十七条 \mathcal{O} 匹 の下に「又は第二十七条の四の二第一項第三号イ若しくは 口 を加 え、 一商

業 地 等」 を 「住宅用地等」に、 同 条」を 「これらの 規 定 に、 「平成二十一年度分」 を 平 -成二十 四年

度分」 に改め、 同項第二号イ及びロ以外の部分中 「平成二十二年度」を「平成二十五年度」 に改め、 同号

項」を イ 中 四年度分」 改 を 第十八条第六項各号」に改め、 表 十六年度分」 四年度分」に、 項第三号イ若しくは Ē 附則第十八 に改め、 平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分 附 「第二十七 前 「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」 則第十八条第六項第二号イ」に、「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に、 「及び第四項」 を 同号口中 に改め、 「平成二十 、条第七百 に改め、 条の二第六 「平成二十二年度分」 項 同表附則第十八条第七項第三号イの項中 「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十三年度分」 同 口 に改め、 \mathcal{O} 四年改正 項か 項中 条第二項の を加え、 ら第八 「附則 前 同 同 表 表附則第十八条第七項各号の項中 に改め、 .附則第十八条第七項第二号イの項中 第十八条第七項」 項まで」 表以外 同 を「平成二十五年度分」 条 の部分中 を を 「附則第二十七条の 「これらの 「第二十七条 に改め、 「附則第十八条第七項」 を 附 規定」 同 則第十八条第六 の二第四 「附則第十八条第七項第三号イ」を に改め、 号口 に、 匹 中 「附則第十八条第七項各号」 の 下 に 項 「平成二十一年度分」 「平成二十一年度分」 同 か 「附則第十八条第七項第二号イ」 5 項第三号イ及び を 項」 第六項まで」 「又は第二十七条 附 に、 則第十八条第六項」に に改 第四 口 「平成二十一年 を を 以 を \mathcal{O} め、 外 項 平 「平成二十 を 兀 及 (T) 附 平 成二十 の二第 同 部 び 「附則 則第 成二 第五 項 分中 \mathcal{O}

の 四 _ 附則第十八条第六項第四号」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十三年度分 十八条第六項第三号イ」に、 平成二十三年度分」に、 平成二十五年度分」に改め、 「平成二十六年度分」に改め、同表附則第二十五条の三第二項第一号ロの項中「平成二十年度分」を の 下 に 「又は第二十七条の四の二第一項第三号イ若しくはロ」 「平成二十一年改正前」を 「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に、 同表附則第十八条第七項第四号の項中 「平成二十四年改正前」 を加え、 「附則第十八条第七項第四号」を に改め、 同 「平成二十二年度分」を . 条 _ を 「附則第二十七条 「これ らの規定

附則第二十五条第七項に

附則第十八条第七項第二号

表附則第二十五条の三第二項第三号ロの項中「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に

に改め、

同

に改い

め、

同

表

附則第二十五条

の三第二項第二号

口

の項中

「平成二十一年度分」

を

「平成二十四

年度分」

改め、同表附則第二十五条の三第三項の項中

則第十八条第七項第二号

おいて読み替えられた附

| に、「附則第十八条第七項第二号イ」

を

お

いて読み替えられた附

附

則

第

<u>二</u> 十

五.

条第六項に

附則第十八条第六項第二号

則第十八条第六項第二号 |

を 「附則第十八条第六項第二号イ」 に改め、 同 表附則第二十五条の三第四 項第一号口 0 項中 「平成二十年

度類似特定用途宅地等」 を「平成二十三年度類似特定用途宅地等」に、 「平成二十年度分」を「平成二十

三年度分」に、 「平成二十一年改正前」 を 「平成二十四年改正前」 に改め、 附 則第二十七条の 四の下

に 「又は第二十七条 0 兀 の 二 第 一項第三号イ若 しくは 口 を加 え、 「同条」 を 「これらの 規定」 に改め、

同

表

附

則第二十五

条

の 三

第四

項第二号

口

の項

中

「平成二十一

年

度

類似特定

用

途宅

地

等

を

平

成二十四

年

度 類 紁 特 定用 途宅 地等」 に、 平 成二十一年度分」 を 「平成二十 匹 年 -度分」 に改い め、 同 表 附 則第二十 五. 条

の三第四 項第三号口 の項中 「平成二十二年度類似特定用途宅地等」 を「平成二十五年度類似特 定 用途宅 地

等」に、 「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、 同 表附則第二十七条の二第六項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 項 中

附則第二十七条の二第六項」 を 「附則第二十七条の二第四項」に、 「附則第十八条第七項第一 号 を 附

則第十八条第六項第一号」に、| 前

各

項

附

則第

+

八条第六項

附則第十八条第七項

を一前三項

| に改め、同表附則第二十七条の二第七項の項中

項 額 項 + 附 ら第五項まで」 二十六年度まで」に改め、 及び 文は \mathcal{O} 八条第 則第二十 附則第二十七 項中 第 市 兀 街 七項第二号」 「附則第二十七条の二第七項及び第八項」を |項中 七 化 区 条の二第七 条 を「から第三項まで」に、 域 平 \mathcal{O} 農 五. 地 成二十一年度から平成二十三年度まで」 を 第一項中 据 項」 置 附 固 を 定 則 住宅 資 第十八条第六項第二号」 「平成二十一年度から平成二十三年度まで」 「附則第二十七条 産 用地! 税 額 据 を 置 「附則第十八条第七項」を 固 又 定資 は の二第五 市 産 街 税 「附則第二十七条の二第五項及び第六項」に、 に改 額 化区 項」に、 を「平成二十四年度から平成二十六年度ま 域 を削 め、 農 ŋ, 同 地 調 表附 「第五 整 「附則第十八条第六項」に改め 固 則第二十 項」 定 市 資産 を 街化区域 を 平 税 七 「第三項」に、 額 成二十四年 条の二第七 農 に 地 改 調 め、 整 度 項 古 及び から平成 同 定 附 資 条 第三 る。 第八 則 産 カ で 第 税

区 六年度まで」 域 附則第二十八条第一項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を 農 地 据 置 に改 固 定資 め、 産 税 同 <u>'</u>項第 額」 を 号 中 削 り、 同 住宅 条 第 用 四 項 地 中 据 置 「平成二十二年度分又は平成二十三年度分」 固 [定資 産 税 額 を削 り、 「平成二十四年度から平成二十 同 項第三号中 「又は市 を 「平成 街 化

に改める。

二十五年度分又は平成二十六年度分」

に改める。

月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。 二十三年度まで」を「平成二十 附則第三十一条の三第一項中 四年度から平成二十六年度まで」 「から第六項まで」 を 「から第五項まで」に、 に改め、 同条第二項中「平 「平成二十一年度か 成二十四年三 から平成

産 された地域」 規定により情報 促進地域」に、 促進計画」 た同法第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化 十九年三月三十一日」に改め、 いて定められた同法第二十八条第三項第一号に規定する情報 業高度化・ 年三月三十一 附則第三十三条第一項中「第八条」を「第七条第一項」に、 に、 を 事業革新促進事業」 通信 日」に改め、 「第三十五条の二第一 「第十六条第一項」 「第六条第三項第一号」を 産業振興地域として指定された地域」に、 同条第二項中 同条第三項中 に、 を 項に規定する提出産業高度化 「第八条第一項」に、 「平成二十四年三月三十一日」 「第三十一条第一 「第六条第二項第二号」に、 「第三十五条第一項の規定により産業高度化地域として指 事 業革. 項に規定する同 通 「平成二十四年三月三十一日」を 新 信産業振興地域」を「第二十八 「平成二十四年三月三十一日」を 「同意観光振興計画」を 促進 を「平成二十九年三月三十一日」に 地 事業革新促進計画に 域」 「観光振興地域」 に、 意情報 「産業・ 通 信産業振 《高度化》 「提出観光地形成 を おいて定められ 「観光地形成 条第一 事 興 「平成二十 計 業] 「平成二 画 を 項 に 定 \mathcal{O} お

九

改 め、 同 条中 第 五. 項を第六項とし、 第四 項 を第五項とし、 第三項 \mathcal{O} 次に次 の 一 項を 加 える。

4 沖 縄 振 興 特 別 措 置 法 第四十二条第 項 0 規定に、 ょ り 玉 際 物 流 拠 点産 業 集 積 地 域 として指定され た 地 域

12

お

1

て設置され

る同法第三条第十一号に規定する国際

物

流

拠

点産業の

用に供する施設

(政令で定める

ŧ のに 限 る。 に係 る事業所等のうち平成二十九年三月三十一 日までに新設されたものにお いて行う事

業に . 対 して課する事 業 所税 のうち 資 産 割 \mathcal{O} 課税標準となるべき事 ·業所· 床 面 積の算定につ 7 て は、 当 該 事

業が 法 人の 事 業で、 あ る場合 12 は 当 該 施 設 12 係 る事 業 所等 が 新 設され た日 か 5 五. 年 · を 経 過 過する 日 以 後 に 最

初 E 終 了 す る事 業年 度 分ま で、 当 該 事 業 が 個 人の 事 業で あ る場 一合に は当該 施設 に 係 る 事 業 所 等 が 新 設 É

れ た 日 か 5 五. 年を経 過 する 日 0) 属する年分までに限 り、 当 該 施設に係 . る事 業所等 に に係る事業 · 業 所 床 面 積

第七 百 一条の三十四の 規定 の適用を受けるものを除く。 以下この項において同じ。 か ら当該 施 設 に係

る事 業 所床 面 積 の二分の一 に 相当する面積を控除するものとする。 この場合にお いては、 第七 百 条 \mathcal{O}

四十一第三項の規定を準用する。

附 則 第 兀 + 条第三 項 中 附 則 第 十五 条第六 項」 を 附 三則第 + 五条第 五. 項」 に改 め、 同条第四]項中

第十 項」 の 下 に 「及び 第十四 項」 を加い え、 同条に次 の 三 |項を加える。

道府県は、 特定移 行 一般社 団法 人等 (移行 般社 団法. 人等のうち、 非営利型法 人に該当することその

他 政令 で定め る要件に該当するもの をいう。 以下こ の項及び 次項におい て同じ。 が 次に掲げ る不 動 産

産取得税を課することができない。

を取得した場合には、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、

当該不動産

の取得に対しては、

不 動

当該特定移行一般社団法 人等が :平成二十年十二月一日前から設置している幼稚園において当該特定

移行一般社団法人等が直接保育の用に供する不動産

当 該 特定移行 般 社団 法 人等が平 成二十年十二月一 日前 から設置し てい る図書館にお いて当該特定

移行一般社団法人等が直接その用に供する不動産

 \equiv 当該特定移行一般社団法人等が平成二十年十二月一日前から設置している博物館法第二条第一 項の

博物館にお いて当該特定移行一般社団法人等が直接その用に供する不動産

15 市 町村 は、 特定移行 般社 団法 人等に係る次に掲げる固定資産に対しては、 第三百四十二条又は第七

百二条第一 項 \hat{O} 規 定 に カン か わ らず、 固定資 産 税又 は 都 市 計 画税 を課することができない。 ただし、 固定

資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合にお いては、 当 該 固定資 産

の所有者に課することができる。

特定移行 般社 寸 法人等が平 成二十年十二月一日前から設置している幼稚園において当該 特定移行

一般社団法人等が直接保育の用に供する固定資産

特定移行 一般社団法人等が平成二十年十二月一日前から設置している図書館において当該特定移行

一般社団法人等が直接その用に供する固定資産

三 特定移行 般社 団 法人等が平成二十年十二月 日前 から設置している博物 館 法第二条第 項の

)博物

館 に お **\ て当該特定移行 般社 団法 人等が直接その 用 に 供 す る固 定 資 産

前 項 \mathcal{O} 規 定 の適用を受ける土地又は家屋に係 る第四 百十五 条 第 項 \mathcal{O} 規 流定の適E 用に つ ζ, て は、 同 項

中

16

「第三百四十八条」とあるのは 「第三百四十八条又は附則第四十一 条第十五項」と、 同 条 \mathcal{O} 規定」 と

あるのは「これらの規定」とする。

附則第 四十五 条の見出 し中 適 用 期間」 を 「適用期間等」 に改め、 同条第二項を同条第三項とし、 同条

第一項の次に次の一項を加える。

2 道 府 県民税 の所得割 の納 税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第三項若しくは第四項

関 + 条 \mathcal{O} 被災者等に係る国税関係法律 のニー 被災者等に係る国税関係 係法律の 第一 第 臨時 項 項 か 特 と、 ら第 例 五. に関する法律第十六条第一項から第三項まで」とあるのは 附 一項ま 則 第 法律 五. で 0) の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日 条 規定」 (T) \mathcal{O} 兀 臨 の 二 時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四 と 第 計 項 第 算 Ĺ 号 中 た同 項 又 とあ は 阪 るの 神 は 淡 路 「計算 大震 災 L た 0) 租 阪 被 災者等 税特 項若しくは第十三 神 淡 別 路 措 に 置法: 本大震災 大 係 八震災 る 第 玉 税 匝 \mathcal{O}

附 則 第 兀 十五 条 に 次 \mathcal{O} 項 を 加 える。

条の二

第

項

カン

5

第

五.

一項ま

で」とする。

4

に係 路 \mathcal{O} 又 大 兀 は第十三条の二第 市 震 る の二の規定の適用については、 町 玉 災 村 0 税 民 被災者等 関 税 係法 \mathcal{O} 所 得 律 に \mathcal{O} 割 臨時 係 項 \mathcal{O} へから 納 る 玉 特 税 第五 例に 税 義務 関 関 者 項まで 係 民する法語 附則 が 法 律 前 第五条 \mathcal{O} 年 \mathcal{O} 臨 律第十六 · 分 の 規定の適用を受けた場合にお 時 特 所得税につき震災特例法第十三条第三 の四第六 例 条第 に 関 に関する法律 項第一号中 す る法 項か i律第· ら第三項 十六条第 「又は阪神 (平成二十三年法律第二十 (まで」 ける附 とあるのは 項 則第五 か 淡路大震災の 5 一項若 第 条 の四 三項 しくは第 及 ま 被災 で 阪 び 文 第 神 は 者 五. 兀 東 淡 等 条 項

日

|本大

震災

0

被災者

等

に係

る

玉

税

関

係

法

律

 \mathcal{O}

臨

時

特

例

-九号)

第

第三項 中 第十六 項若 律第十三条第三項若 第十六条第 律第十三条第三項若 る 居住年に係る同条第五項第一 法律第十三条第三項又は第四項の 同 十三条第三項若 のは とあ 項」 又 しくは は阪神 「まで」 条第 るの とあるのは 当 第四 該 は とあ 住宅借入金等 項 項 住宅 淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨 + しくは から カ 5 る 「計算した租税特別措置法第四十一条第一項」 第三項 条 第 しく しく 借 \mathcal{O} 第四 の二、 は 三項 入金等 は第四 は第四 |項若 ま まで又 \mathcal{O} 阪 金額」 号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。 で又 阪神 \mathcal{O} 神 金額 項若しくは第十三条の二 項若しくは第十三条 しくは第十三条 は 規定の適用を受ける者の有する平成二十三年から平成二十 は と、 東 東 淡路 淡路大震災の被災者等に 東 日 日 大震災の被災者等に係る国 本大震災 日 本大震災 「これらの 本大震 の二第 災 0 の被災者 被災者等 規定」 \mathcal{O} の二第 被災 一第 項か とあるのは 等 等 者等に係 一項か 項か 、係る国 ら第五 に に 時 係 係 と ら第 特例に関する法律第十六条第 ら第五 る る国 |税関 玉 税 る国 項 関 五 税 附則第五条 まで」と、 税 「租税特 係法律 関 項 関 係 税 項まで」とする。 関係 法 まで 係 係 律 法 法 0) 別 律 \mathcal{O} 律 \mathcal{O} 法 規定」 と 措置 臨 臨 律 の四の二第 \mathcal{O} \mathcal{O} 「住宅借 時 時 臨 臨 \mathcal{O} 時 特例 法第四 特 臨 時 「当該金額」 と、 特 例 特 時 例 に に 特 例 入金等の 関 五. 五 に 関 + に 例 計 項第 はする 関 す 関 年まで に 項 する法 る 算 条第二 関 す とあ 法 カン 一 号 した る法 法 する 金額 律 5 律 0)

 \mathcal{O}

警 いう。 され て当該警 に された日」 力災害対 改め、 戒 内 事 附則 を加え [] [] 区 のうち当 .る見込みであるとされた区域を除 故 域 第 設 内 策 を 戒 という。 五. 市 を 定指 十 区 に当該居住 本 「内閣 . 域 部 \mathcal{O} 面 町村長」の下に 「 居 条第四 の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域 設定指 長 対 示 _ 象区 が 住 が 総理大臣又は」を削り、 行 困 市 難 困 を加え、 項 町 域 わ 示に係る警戒区域設定指 難 中 区 村 れ (原子 域 区域を指定する旨の公示があつた日にお た 長 「警戒 日 \mathcal{O} 又 「又は都道府県知事」 力 は に 指定を解除する旨の公示が 「第十 区 発 お 都 域設定指示 電 7 道 て当該 く。 府 所 五. 一条第三 県 0 事 附則第五十二条第二項第一 知 「附則第五十五条の二第一項及び第三項にお 警戒 が故に関 事 項 に対 示区域 文は」 区 を削 を加え、 域 L L して行 設 て同法第二十条第三項 (警戒) を削 定 り、 指 あ つ た指 つた日」 区域設定指 り、 示 「をいう。 事 に に係る警点 故 示に 「第二十条第三項」 ζ) に改 号に て お の 下 に 戒 示 以下同じ。 1 に、 区 め、 お 7 \mathcal{O} 近く同 対象 域 いて 文は 「(以下単に 設 同 (以 下 「警戒区 条第五 第 区域 定 号に 避 指 五. をい が 0 難 項 示 「居住困 J域設: 下に 項 掲 \mathcal{O} 行 いて」を 区 指 交び う。 . 域 _ 規定 げ わ 示 「原 定 る 区 れ 又 を 第六 指 域 指 12 以下同 子 難 た日にお ょ 八は第 力発 示 区 示 「以下」 5り原子 項 とい 居 域 が が 住 中 解 解 電 五. と う 除 V 項 困 除 所

難

区

一域を

指

定する旨

の公示が

あ

つた日において当該

居

住

木

難

区

· 域 」

に、

警

戒区

域

設定指

示が

解

除され、

た

日 を 居 住 困 難 区域 0) 指定を解除する旨 \mathcal{O} 公示が あ つた日」 に . 改 $\dot{\otimes}$

附 則 第 五. 十 条 の 二 一 \mathcal{O} 見出 し中 非 課 税」 を 非 課 税等」 に 改 め、 同 条 第二項中 「前 項」 及び 同

2 を 前二 東 日本大震災により被災した鉄道事業法第十三条第一項に規定する第一 項」に改め、 同 項を同条第三項とし、 同条第 一項の次に次の一項を加える。 種鉄道 事 業者が、 東日本大震

災によ り同 法第二条第 一項に 規定する鉄道事 業 0 用に供することができなくなつた鉄道施設 (同 法第 八

条第 項 E 規定す る鉄 道 施 設 をいう。 以下この項 E お 7 て同じ。)であつて同法 第二十八条第 項 又 は

第二十八条の二 第 項若、 しく は 第六 項 0 規定による届 出 正に係 るも \mathcal{O} 以 下この 項 E お 1 7 「被災 鉄 道 施

設」 という。) に代 わ るも \mathcal{O} と道 府県知 事 が /認め Ś 鉄 道 施設 で当っ 該 被災 鉄 道施品 設 0 状況 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 事 情 を

勘案、 して政令で定めるものの敷 地 \mathcal{O} 用に供する土 地 0 取得をした場合における当該 土 地 0 取 得 (前条第

二項又は第五 項の規定 の適用を受けるものを除く。 に対して課する不動 産取得税 \tilde{O} 課税標準 進 0 算 定 に

つい て は、 当 該 取 得 が 平成二十九年三月三十一日までに行わ れたときに限 り、 価 格に当該被災 鉄 道 施 設

 \mathcal{O} 敷 地 \mathcal{O} 状 沢沢そ $\overline{\mathcal{O}}$ 他 \mathcal{O} 事 情 を勘案 して政令で定め る割 合を乗じて得た額 を価 格 か ら控 除 する ŧ Oとする。

附則第 五. 十二条第二項中 「規定する警戒 区 域設定指 示が行 わ れた日」 を 「規定す る自 動 車 持 出 困 難 区 域

冒 公示 に を指 に に + あ 区 ることが ょ 区 示 条第三 改 改 域 当 \mathcal{O} り 域 \mathcal{O} 0 定す 公示 た 読 8) が め 設 該 対 で 日 定 象 あ 自 み替えて適用され あ る旨 が 同 つた 同 指 木 区 項 つ 動 に、 域 号 \mathcal{O} て あ 項 難 車 示 日 第 で 規 平 1 持 な 区 \mathcal{O} 0 「まで」 定により あ 公示 た 域 区 成 及 出 一号中 警 一域とし 日 <u>一</u> 十 内 つ び 木 戒 に た 難 が 口 に、 区 区 に 中 兀 あ X. 警 原子 |域 て 改 を削 域 域 年 る災害対策基 0 警 設定 を め、 戒 総 た のうち立入 月 戒 警 区 り、 指 務 月 力災害対策本 域 同 戒 指 定す 大臣 区 項 域 区 設定指 日 に 示 警 る旨 設 が 改 第三号中 域 が に 指 設定 解 り め、 戒 本法第六十三条第 定 お が 指 定 除 示 区 \mathcal{O} 1 され 部 指 が 域 公 困 て 同 示 L 行 設 て公示 難 長が 示 項 が 原 示 警 に係 た日 第 解 定 であ が わ 子 戒 除 指 あ 市 力 れ る警戒 る 号中 区 さ ま た L 町 発 0 示 ため ħ で 日 た 域 た 村 区 電 設定 区 長に 域 日 た 所 当 警 日 域 項 を を 内 区 \mathcal{O} 指 域 0) 対 戒 に に 該 事 自 自 以 して を 設 あ 区 区 改 規定による警戒区 示 故 3 定 下 域 が 域 動 動 め に 自 設 行 指 内 行 車 車 関 を 自 つた同 持 持 定 動 \mathcal{O} わ 示 し 「当該 自 指 区 出 出 動 て 車 れ 自 車 原 た 域 持 困 困 動 示 持 日 難 難 警 法第二十八条第二 子力 車 が 出 動 を当 を 車 戒 行 困 区 区 出 域 を 難 域 域 持 区 災 困 わ 自 を指定する旨 出 域 難 該 \mathcal{O} \mathcal{O} 害 れ 区 自 指 域 区 区 設定を行うこと 対 設 た 動 木 定 定 域 動 \mathcal{O} 車 難 域 策 日 指 を解 持 指 特 車 区 \mathcal{O} 外 と を 定 出 別 持 域 示 除 12 項 内 措 を に 出 困 す に 係 う。 避 \mathcal{O} 解 難 \mathcal{O} 移 木 置 公 規 る 難 除 あ る 動 法 難 区 警 さ 0 定 指 す 域 示 る 第 区 る 戒 内 せ 域 が 指 に \mathcal{O} 示

域 困 を指定する旨 設 難 定指: 区 域」 示区域 に、 \mathcal{O} 为 公示が 警 を 戒 あ 区 自 域設 つた日」 動 車 定 指 持 に、 出 示 困 区 [難区域内」に、 域 警 为 戒 を 区 域 自 設定指示に係 動 車 「警戒 持 出 区 木 る警戒 . 域 難 3設定指 区 域 区域 内 示 区 に 設 一域に係る 定指 改 め、 示 区 る警戒区域設 同 |域 条 第 を 三項 自 中 定指 動 警 車 持 示 戒 が 区 出

行わ

れた日」

を

自

動

車

| 持出困

難区域を指定する旨

の公示があつた日」

に改

 δ

る。

定指 公示 二十四年 及び平成二十五年度分」に、 附 則第 が 示 が行 あ った 度分及び平 五. + わ れ 日 上 应 た 日 」 条第二項 に 改 成二十五年 を 8) 中 自 同 平 動 条 警戒 -度分」 第三 車 成二十三年度から平 ,持 区域 出 項 に改 中 困 難 設定 平 め、 区 指 域を指定する旨 成二十三年 同 示が 条 第 成 行 七 わ 二十五 項中 れ 度 た日」 か 年 の公示があつた日」 ら平 警 度までの 成 を 戒 区 二十五 自 域 設定 各年 動 年 車 度ま -度分」 指 持 示 出 に 区 で 困 を 改め 域 \mathcal{O} 難 区 に 各 平 る。 年 域 つ を指 ·成二十四年度分 **,** \ 度 7 分 警戒 定 を す んる旨 区 平 域 設 成 \mathcal{O}

附 則 第 五. 十五条第四項中 「並びに次条第五項及び第六項」 を 「及び次条第三項から第八項まで」 に改 8

る。

示 \mathcal{O} 附 対象となつた区域内 則 第 五. 十五 条 の 二 \mathcal{O} 見出 の 土 しを 地 及び 家屋 (原子 に係る固定資 力発電 所 0 産 事 一税及び 故 (Z 関 都市 L て 計 住 画 民 に 税 \mathcal{O} 対 課税免除等) L 避 難 指 示 等を行うこと に改 め、 の指 同 条

は 第 L 第五項」 た 東北 地 を加え、 方太平洋沖 「内閣総理大臣又は」 地 震に伴う」 及 び 「第十五条第三項又は」 を削り、 「平成二十四年三月三十一日」を「当該各 を削り り、 第二十条第三項」 年度の 0 下 に 末 又 日

に改め、 「対象となつた区域」の下に「(当該各年度の初日の属する年の一月一 日前にこれらの 指 示 0

対 象でなくなつた区域を除く。)」 を加え、 「平成二十三年度分」 を 「当該各年度分」 に改め、 同 項 第

号を削 り、 同 項第二号中 「又は屋内 ^ の退 避 を削 り、 同号を同 項第一号とし、 同 項第三号を削 ŋ 同 項

第四号中 前 項の 規定により公示された区域 「前三号」 を 「前号」 に、 「これら」 (以下この項及び第五項において を 「これ」 に 改 め、 同 号を同 「平成二十三年度課税 項第二号とし、 免 同 除 条第二 区 域」 項 لح 中

いう。)」を「各年度の課税免除区域 (前項の規定により公示された区域をいう。 以下この項及び次項に

お いて同じ。)」に、 「平成二十三年度課税免除区域内に平成二十三年度」を 「当該各年度の 課税免除 区

域内に当 該 各年度」に、 「所在 していた」 を 「所在する」に、 「平成二十三年度分」 を 「当該各年度分」

に 改 め、 同 条第三項及 び 第四]項を削 り、 同 条第 五項 中 「平成二十三年度課 税 |免除| 区域」 を 各 年 一度に お V

て、 当 該 各年 -度の前り 年 度の 課 税 免除 区域」 に、 「平成二十四年 - 度課税 免 除 区 |域 を 「当該各年 度 \mathcal{O} 課 税免

に、 平 減 除 に改め、 額課税 成二十 区 」 域 「当該区域」 に、 初年 四年 「土地及び家屋に係る」 -度区域 -度分の 「平成二十四年度分」 を 古 「当該各年度の減額課税初年度区域」に、 (前項の規定により公示された区域をい 定 資産 税 文は の 下 に を 都 市 「当該各年度分」 計 「当該各年度分の」 画 ... に 限 り、 前 に改め、 項 . う。 を加え、 \mathcal{O} 規定により 「平成二十四年度に」を 同 以下この項及び次項に .項を同条第三項とし、 同項を同条第四項とし、 公示され た区 域 おいて同じ。)」 「当該各年度に」 同 条第六 を 同 「各年度の 条に次の) 項 中

5 難 市 当該土 合的に勘案し、 計 \mathcal{O} 市 実 画 町 施 税を課することが適当と認める区域を指定して公示するとともに、 地及び家屋に係る固定資産 村 、状況、 長 は、 土地 各年 土地及び家屋に係る固定資産税額又は 及 度にお (び家 いて、 屋 の使 当該 税額又は 用 状 況、 各 年 都市計 市町村 度の前 画税額から減額して当該各年度分の に 年 度 よる役務 \mathcal{O} 都市計 減 額課 \mathcal{O} 画税額のそれぞれ二分の一 s 税初年 提供 の状 度区: 況 遅滞. その 域 のうち、 なく、 他 <u>当</u> 該 住民 固定資産税又は 区 総務大臣に届 に相当する額を 域 の退 内 \mathcal{O} 去 状 又 況 け出 を は 都 総 避

匹

|項を.

加

える。

6 市 町 村 は、 各年度の減額課税第二年 -度区域 (前項の規定により公示された区域をいう。 以下この 項及

な

げ

れ

ば

なら

な

る賦 課 期 日 に お いて 所在する家屋に係る固 定資産 税 額 文は 都 市 計 画 税 額 Oそれぞ れ二分の に 相 当する

額を当る 該 土地及び家屋に係る当該各年度分の固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

7 市 町村長は、 各年度において、 当該各年度の前年度の減額課税第二年度区域のうち、 住民の退去又は

避 難 の実施状況、 土地 及び家屋の使用状況、 市町村による役務の提供 の状況その他当該区域内 0 状 況 を

総合的 に勘案し、 土地 及び家屋に に係る固・ 定資 産 税 額 又 は 都 市 計 画 税額 のそれぞれ二分の に 相 当す る額

を当 該 土 地 及び家屋 に係 る固 定資 産税額 又は 都 市 計 画 税 額 カゝ 5 減 額 て当該各 年 -度分の 固 定 資 産 税 又は

都市 計 画 税を課することが適当と認める区域を指定して公示するとともに、 遅滞 なく、 総務大臣に届 け

出なければならない。

8 市 町 村 は、 各年度の減額課税第三年度区域 (前項の規定により公示された区域をいう。 以下この項に

お ζ) 、 て 同 ľ, 内に 所在する土地及び当該 各年度の 減額課税第三年度区域内に当 該各年度に係 いる賦課 期

日 に お ** \ 7 所 在 す る家屋 に 係 る固 [定資 産 税 額 又 は 都 市 計 画 税額 のそれぞれ二分の __ に 相当する額を当該

土 地 及び・ 家屋に係る当該各年 -度分の 固定資産税額 文は 都 市 計 画 税額 から減額するものとする。

が 旨 戒 区 \mathcal{O} 行 域を指定する旨の公示があ 区 を 附 わ 則 公示 域 居 設 れ 第 住困 が た 定 五. 日 指 あ 十六条第十二 に 難 0 示 区域 た が お いて当 行 日 に わ の指定を解除する旨の公示があ お れ 該警 一項中 7 た日 . て当 戒 つた日にお に 「第三十八項」 区域 該 お 居 7 3設定指 住 て当該 困 難 いて当該居住 警 区 示 を 戒 域 に係る警戒区域 区 「第三十三項」 域 に、 (設定指) つた日」 困 「警戒 難区 示に 設設定 に改め、 . 域 区 に 域 係 ぶる警戒 に、 設定 指 改 め、 示 区 指 同条第十五項中 「警戒 . 域 _ 区 同条第十三項 示 が 域 を 設定 解 区域設定指 除 「 居 指 さ れ 住 示 反 困 区 た 「警戒区域 . 日 二 難 び 示が 域 第 区域 を 解 を + を 匹 除 居 居 **敬設定指** 指定す され 項 住 中 住 困 た 困 Ź 難 日 警 示 難

区

域

 \mathcal{O}

指

定

を

解

除

す

る

旨

 \mathcal{O}

公示

が

あ

つた

日

に、

「第三十八

項」

を

「第三十三項」

12

改

め

る。

分 年度分及び平 及び平成二十五年度分」に、 定する旨 公示があつた日」 附 を 則 第 平 \mathcal{O} 五. 公示 + 成二十四年 -成二十 七 が 条第四 に改め、 あ 五. つた日」に、 年 度分及び平成二十五年度分」 項 -度分」 中 同条第五項中 平 「警戒区域設定指 に改 成二十三年 「平成二十三年度 め、 同 「警戒区域 度から平 条第六項 示が行わ に、 -成二十三 中 か 設定指示が , ら平成| 「平成二十三年度 れた日」 「規定する警戒 五 年度 二十五年度ま 行わ を までの各年 れ 自 た日」 区 か 動 域 5 で 車 3設定指 -持出 -度分」 を 平 0 各年 成二十五 自 困 -度分」 を 難区 示が 動 車 平 年度ま 行 域を指定する旨 持 を 出 ·成二十 わ 困 れ 平 難 た で 成 日 \mathcal{O} 区 匝 域 各 <u>一</u> 十 年 を指 を 年 度分 度 匝 \mathcal{O}

る旨 警 か 日 出 規 ま 定 が 出 を指定す 示 ら平 で 区 に、 を 戒 行 定す 木 木 域 解 \mathcal{O} を 難 難 区 \mathcal{O} わ 内 域 Ź 成二十五 各 公 除 区 区 れ 自 警 る旨 年 示 域 する旨 域 設 た 自 内 を 度 定 動 戒 が 日 動 分 指 (T) に 車 車 あ に 区 自 公示が 年 持 域 あ 持 0 改 \mathcal{O} 示 を を た日」 3 設定指 度 区 出 め、 公 動 出 自 域 ま 示 困 車 困 平 に で 難 が あ 難 持 同 動 改め、 ·成二十 に、 を 0 示区 あ つた 区 車 区 出 項 各年 域 域を指定する旨 第 自 困 0 持 た 日 」 域内」 三号中 難 月」に、 出 を指 -度分」 兀 警 区 同 動 困 年 .域 戒 項第二号中 車 難 定する旨 -度分及 に、 内 を 持 区 区 警 を「平成二十四 域 出 域 自 警 に、 設 戒 困 を 警戒 び \mathcal{O} 定 指 動 区 戒 難 \mathcal{O} 平 公示 指 域 区 区 定す 公示 車 |域設: 警 -成二十 警 . 域 _ 持 設 区 示 が 戒 出 に 定 域 戒 る旨 が 定 区域 に、 あ 区 係 指 設 あ 困 域 指 年度分及び平成二十五 五 つた日」に、 難 定 る警 \mathcal{O} 0 示 (設定指) 指 設定指 公示 た 年度分」 区 が 示 警 日 が 域 行 戒 示 内 解 に 戒 が 区 わ 示 域 係 除 示 区 あ に れ され に 区 る警戒 が に 改 設 域 た 0 設 改 改 域 行 め、 日 定 た 平 た 日 」 . 日 二 め、 に係 め、 定 わ 指 区 指 成二十三年 を れ 同 示 た日」 る警戒区 同 域 示 に、 項 同 区 . () 条 第 を 第 条第 自 区 年度分」 域 設 |域内 定 動 自 号中 を 警 八 七 を 指 車 項 度か 域 に 項 持 戒 動 自 示 自 に、 設定指 中 中 区 車 あ 出 区 る る 警 5 域」 持 動 木 動 域 警 平 平 車 設 戒 難 出 車 「規定する警 成二十 を 成二十三年 を 定 区 示 戒 持 持 区 木 が 難 域 域 出 指 区 出 自 自 行 域 を 設 区 困 困 示 指 設 域 に 定 五. わ 動 難 難 動 年 係 指 定 れ 区 定 車 \mathcal{O} 区 車 度 戒 度 た 指 域 す 持 指 域 持 る 示

日 係 指 成二十三 同 区 示 を 区 れ る警 域 た 示区域: に、 域 同 区 項 同 自 月月 · 条第· 条第 設定 第 · 域 」 設 を 戒 定 動 警 自 内 号中 十三 年 区 九 を 車 指 を 指 項 にこ 域 戒 度 持 動 示 自 示 自 . あ 中 項 設 車 か 出 区 区 が る 警 中 行 定指 持 域 域 5 動 困 動 警 平 設 難 戒 車 出 車 わ 警 成二 戒 持 持 を 定 を 区 木 区 れ 示 区 指 が 出 難 出 た 戒 域 域 自 $^-$ 行 域 を指 自 設定 日 区 示に 区 木 困 設 域 わ 難 域 難 五. 動 動 設 年 れ 定 区 定 区 車 係 指 を 車 \mathcal{O} た日」 指示 . 域 _ 指 る警戒 定指 域 持 度 す 持 「 規 示 る旨 ま 定 を 出 が 出 指定す 区域 に、 を 定 行 示 で 木 木 する を 解 難 区 区 難 \mathcal{O} \mathcal{O} わ 为 域 各 除 区 域 公 れ 自 区 「警戒 域 に 年 る旨 設 自 示 域 する旨 た 定指 ·度 0 を 内にあ が 日 動 動 分」 V > 区 あ に 車 自 \mathcal{O} 車 域 て警 0 \mathcal{O} 公示 を 持 持 改 示 3設定指1 を た 出 動 め、 公 区 出 月 が 域」 自 車 困 戒 木 示 平 に 区 難 持 が あ 同 難 動 改 を ·成二十 域 に、 出 示区 あ 項 0 車 区 区 第三 た 日 」 設 域 困 つた め、 域 持 自 を指 |域内| 定 難 を指定す 出 指 警 号中 匹 区 旦に、 同 動 困 年 .域 に、 定す 項 難 示 車 戒 ·度 为 を が 第二号中 持 区 区 警 る旨の る旨 行 分及 域 域 出 自 警戒区 に、 設 を 戒 わ 木 び平 警 指 定 難 \mathcal{O} れ 動 区 公示 域 公示 た 車 指 戒 定 区 域 警 警 日 成 域 す 持 設 区 示 設定 が 域 戒 る旨 が 戒 出 に 定 <u>二</u> 十 指 に、 区 あ 区 係 設 を あ 困 |域 域 難 定 指 五. 0 る \mathcal{O} 0 自 示 設定 た 日 」 設 公 年 警 指 た 区 が 示 が 警 ·度分」 . 日 二 定 域 示 行 動 戒 示 指 角 指 車 12 解 戒 が 区 わ に、 持 係 に 示 除 域 区 あ れ 示 に 区 に る警 され 改 域 設 た が 出 0 改 域 改 行 設 定 日 た 困 平 E 戒 難 8 8 指 た 定 わ 日

区域を指定する旨の公示があつた日」に改める。

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正)

第二条 国有資産等所在 市町村交付金法 (昭和三十一年法律第八十二号)の一 部を次のように改正する。

附則第十五 項の見出しを「(平成二十五年度から平成二十七年度までの各年度分の市町村交付金の特 例

に改め、 同 項中 「平成二十二年度から平成二十四年度まで」 を 「平成二十五年 度から平成二十七年度

まで」に、 「これら 0 規 定 を 「第八条」に、 カか 5 第六 項まで」 を カ 5 第 五. 項 まで」に、 附 則 第 +

八 条第 項 か 5 第四 項 (まで」 を 州 則第十八条第 項 か ら第三項 まで」に、 同 条 第 項 か 5 第 四 項ま で

を 同同 条第 項又は第二項」 に改め、 「額とする」 の 下 に 次条第一項にお **,** \ て同じ」 を加える。

附則第十七項を次のように改める。

新 関 西 玉 際空港株式会社に出資した固定資産に係る市町村交付金の不交付。

17 玉 は、 関 西 玉 際空港及び大阪国]際空港 \mathcal{O} 体的 か つ効率: 的 な設置 一 及 び 管理に関 する法律 (平成二十三

年 法 律 第 五 十四号) 附]則第 五. 条第 八 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 新 関 西 玉]際空港 株 式 7会社に 出 資 L た 固 定 資 産 のうち

新 関 西 国 際空港株式 会社が平成二十五 年度にお ۲, て固定資産税を課されるべきも 0 については、

条 第 項の規定にかかわらず、 平成二十五年度分の市町村交付金を交付しない。

附 則

(施行期日)

第一 条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に

定める日から施行する。

第一 条中 地方税法第七十三条の 四第一項第二十三号及び第三百四十九条の三第二十四項 \hat{O} 改 正規定、

第二条 中 国 有資産等 所在· 市 町 村交付金法 附則第十七項の 改正規定並 びに附則第 八条第二項及び第十四条

第二項の規定 平成二十四年七月一日

第一条中地方税法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項の改正規定並びに次条第三項及

び附則第七条第四項の規定 平成二十五年一月一日

三 第一 条中 地方税法第三十二条第十一項、 第四十五条の二第一項ただし書、 第三百十三条第十一 項、 第

三百十七条の二第一項ただし書、 第三百十七 条の六及び 第三百十七条 Ď ť 第一 項の改正規定並 びに次条

第二 項並びに附則第七条第二項及び第三項の 規定 平成二十六年一 月一 日

号) \mathcal{O} 施 行 0) 日 又は 0 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} 1 ず れ か 遅 1 日

五. 附 則 第二十 · 条 O規定 郵 政 改革法及び 日 本郵 政 株 式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法

律(平成二十四年法律第

六

号)の公布の

日

第一 条中 地方税法附則第十五条に二項 を加える改正 規定 **同** 条第三十七項に係る部分に限る。)

電

気事 業者に ょ る再 生 可 能 工 ネ ル ギ 1 電 気 \mathcal{O} 調 達 に関 する特別措置法 (平成二十三年法律第百 [八号) 附則

第一条第三号に掲げる規定の施行の日

(道府県民税に関する経過措置)

第二条 別段 の定めが あるものを除き、 第一 条の規定による改正後の地方税法 (以 下 「新法」という。) 0

規定中個 人の道府県民税に関する部分は、 平成二十四 年 -度以 後の年度分 \mathcal{O} 個 人の道 府県民税 に つい 7 適 用

Ļ 平成二十三年度分までの 個 人の 道府県 民 税につい ては、 なお 従前 \mathcal{O} 例 による。

2 新法第三十二条第十 項 及び 第四 + 五. 条 \mathcal{O} 第 項 \mathcal{O} 規 定 は 平成二十六年度以 後 \mathcal{O} 年度分 \mathcal{O} 個 人 の道

府 県民 税について適用 し、 平成 <u>二</u> 十 五 年 度分までの 個 人の 道 府 温民税 に つい ては、 なお 従 前 \mathcal{O} 例 によ る。

3 新法第 五. 十条の七第 項の 規 定は、 平成二十五年 月一 日以後に提出する新法第五 十条 の六第 項 第

号に規定する退職所得申告書について適用する。

(事業税に関する経過措置)

第三条 新法第七十二条の二十三(第二項第二号、 第四号及び第五号に係る部分に限る。)の規定は、この

法律 -の 施 行の日 (以下「施行日」という。) 以後に行われる同項に規定する社会保険診 療につい て適用し

施 行 日 前 に 行 わ れ た 第 条 \mathcal{O} 規定による改 正 前 0 地 方税法 (以 下 旧 法 という。 第七· 十二条の二十

一第二 項 に規定す る社 会保 険 診 療に 0 1 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 による。

2 平 成二十四年七 月 一 日前に終 了す る事 業年 度 分の 関 西 玉 際 空港 株式会社 及び 旧法附則第 九条第四項に規

定する指定造 成事業者に対する事業税 の資 (本割 \mathcal{O} 課税標準 の算定については、 なお従前の例 12 による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四 条 別段 \mathcal{O} 定 め が あ るも \mathcal{O} を除き、 新法 の規定中不 動 産 取得税に関する部分は、 施行 日以後 の不動 産 \mathcal{O}

取 得に 対 L 7 、課すべ き不 動 産 取 得税 に つい て適用 施行 日前 0 不 動産 0 取 得に 対 して課する不 -動産 取 得

税については、なお従前の例による。

- 2 旧 法 附 則第十一 条第十一項の規定は、 同 項に規定する家屋 \mathcal{O} 取 得が 施 行 日から平成二十六年三月三十
- 日 ま らでの 間に行 われたときに限 り、 当該. 家 屋 $\overline{\mathcal{O}}$ 取得に 対して課すべ き不動 産 取得税については、 なおその
- 効力を有する。 この場合において、 同項中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは、 「平成二十六年三
- 月三十一日」とする。
- 3 施行 日 前 に 旧 法附 則第十一条の四 第三項に規定する認定がされた同項に規定する認定中小企業承継事業
- 再 生計 画 に従 って事業 \mathcal{O} 譲渡又 は 資 産 の譲 渡を受けた同 項に規定する認定 中 小 企業 承 継 事 業再 生 事 業者 が
- 同 項 Ê 規 定す る不 ·動 産 を施り 行 日 以 後に取り 得 た場合に おける当該 宗不動. 産 0 取 将に対 し て課すべ き 不 動 産 取
- 得税については、なお従前の例による。
- 4 旧 法 附 ·則第五· 十一条第四 「項に規定する代替家屋の取得に対して課する不動産取得税については、 なお従
- 前の例による。
- 5 旧 法 附 則第五 十一条第五項に規定する土地 の取得に対して課する不動産 取得税 につい ては、 なお従れ 前 0)
- 例による。
- 6 旧 法 附 則第五十一条第六項に規定する農用地の取得に対して課する不動 産取得税については、 なお従前

の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第五 条 別段の定めがあるものを除き、 新法の規定中自動車取得税に関する部分は、 施行日以後の 自動車 O

取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、 施行日前の自動車 の取得に対して課する自 動車 取得

税については、なお従前の例による。

2 旧 法 附則第五十二条第二項に規定する代替自動車 の取得に対して課する自動車取得税については、 なお

従前の例による。

3 旧 法 附 則第五十二条第三項に規定する他の自動車 の取得に対して課する自動車取得税に ついては、 なお

従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第六条 新法附 則第十二条の三の 規定は、 平成二十四年 度以後の年度分の自 動車税につい て適用し、 平成二

十三年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 旧 法附則第五 十四条第二項に規定する対 象区 |域内| 用 途廃 止等自 動 車 に代わるも のと道府県知 事 が 認 める

自 動 軍に対 して課する自 動車 税については、 なお 従 前 \mathcal{O} 例に による。

3 旧 法 附 則第五 十 匹 条 第 三項 に 規定する場合に におけ る同項に 規定する他 の自 動車 に 対して課する自動車税

については、なお従前の例による。

4 旧 法附 :則第五· 十四条第七項に規定する場合における同項に規定する対象区域内自動車に対して課する自

動車税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)

第七 条 別 段 \mathcal{O} 定 \Diamond が あ る ŧ \mathcal{O} を除 き、 新 法 の規定中 個 人の 市 町 '村民税 に関する部 分は、 平成二十 -四年 ·度以

後 \mathcal{O} 年 度 分の 個 人の市 町 村民税につい て適用し、 平成二十三年度分までの 個 人の市 町 村民税 に 0 **\ て は、

なお従前の例による。

2 新法第三百十三条第十一項及び第三百十七条の二第一項の規定は、 平成二十六年度以後の年度分の個人

 \mathcal{O} 市 町村民税について適用し、 平成二十五年度分までの個 人の市 町村民税につい て は、 な お従 前 \mathcal{O} 例 によ

る。

3 新法第三百十七条の六第五項から第八項までの規定は、 平成二十六年一 月一日以後に提出すべき同 条第

七項に規定する報告書について適用する。

4 新法第三百二十八条 Ò 七 第 項 (T) 規定は、 平成二十五年一月一 日以後に提出する新法第三百二十八条の

(固定資産税に関する経過措置)

六第一項第一号に規定する退

職

所得

:申告書について適用する。

度分の

固

定資

産

一税に

つい

て適用し、

平成二十三年度分までの固定資

産税については、

な

お

従前

の例

による。

第八条 別段の定めが あるものを除き、 新法 の規定中固定資産税に関する部分は、 平成二十四年 度以後 の年

2 新 法 第三百 匹 十 九 条 の三第二十四 項 \hat{O} 規定は、 平成二十五 年 度以 後 0 年 -度分の 固 定資 産 税 に 0 1 7 適 用

Ļ 旧法 第三百四十九条の三第 二十四項に 規定する固 定資産に対して課する平成二十四年度分まで <u>,</u> 固 定

資産税については、なお従前の例による。

3 規 定す 平成二十二年四月一 る施 設又は設備 に対して 日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二項に 課す る固定資産税に っつい ては、 なお 従前 \mathcal{O} 例 による。

4 平 -成十五 年二月十五 日 カ ら平成二十四年三月三十 日 ま で \mathcal{O} 間 に 取得され た旧法 附 則第十五条第三項に

規定する償却 資産 に対して課す る固定資産税については、 な お 従前 \mathcal{O} 例 による。

- 5 平成二十二年四月一 日 か ら平成二十四年三月三十一日までの間 に新 たに取 得され、 た旧法附 則第十五 条 第
- 6 平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得された旧法 附則第十五条第十二項

八

項に

規定する機

械

そ

 $\overline{\mathcal{O}}$

他

の設

備に対して課する固定資

産

税

に

うい

. て

は、

な

お

従

前

0)

例に

、よる。

- に規定する施設に対して課する固定資産税については、 なお従前の例による。
- 7 平成十八年四 月一日から平成二十四年三月三十一日までの間 に新たに取得された旧法附則第 十五条第十
- 八 項に 規定す る施設に 対 して課する固 定資 産税につい ては、 なお 従前 0 例 に による。
- 8 平成二十二年四 月一 日 から平 成二十五年三月三十 日 ま で の 間 に取り 得され た旧 法 附 崱 第十五条第二十項
- に 規定す る構 築 物 に対して課す る固定資産税につい 7 は、 同 項の 規定は、 なおその効力を有する。 この 場
- 合において、 同 項中 「平成二十四年三月三十一日」とあるのは、 「平成二十五年三月三十一日」とする。
- 9 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第
- 三十四項に規定する設備 に対して課する固定資産税 につい て は、 なお 従 前 \mathcal{O} 例による。
- 10 資 産に対応するものとして取得された家屋又は償却資産に対して 昭 和六 十三年 应 月 日 カ ら平成二十六年 __ 月一日, ま で \mathcal{O} 間 に 旧 課する固定資産税については、 法 附 則第 十五 条 の三第二 項 に 規 定す 同 項 る旧 \mathcal{O} 規

定は、 な お その 効力を有する。 この 場合に お ١٠ て、 同 項中 平 成二十三年 月一 日 とあ る \mathcal{O} は 平 成二

六年 月 一 旦と、 平 成二十三年度」 とあ る 0) は 平 成二十 九年 · 度 とする。

11 平 成二十一 年四月一 日から平成二十四年三月三十一 日まで の間に新築された旧法 附 則第十五 条の八第

項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、 なお 従 前 0 例 による。

12 旧 法 附 則第五十六条第十三項に規定する対象 区域 内 住宅 用 地 に代わ るも 0) と市 町村 |長が 7認め る土地 に 対

l 7 課する固 宣定資産 税 に つい 7 は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に よ る。

13 旧 法 附 則 第五 十六 条 第 十 应 項 に · 規 定 す る 対 象 区 域 内 家屋 に代 わ るも のと市 |町村 長 が 認め る家 屋に 対 7

課 す á 古 定 資 産 税 に 7 7 て は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に による。

14 旧 法 附 :則第五· 十六条第十五項に規定する対象区域 内償却資産に代わるものと市町村長 (旧法第三百八十

九 条 \mathcal{O} 規 定 0 適 用を受ける償却 資産にあっては、 当該 償 却資 産 0 価 格等を決定する総務大臣又は道府 県知

事) が 認 \Diamond る償 知資 産 に 対 して 課す る固定資 産 税 12 つい て は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 による。

住 宅 用 地 及 Ű 市 街 化 区 域 農 地 に 対 L って 課 す Ś 固 定 資 産 税 等 \mathcal{O} 特 例 に 関 す る 経 過 措 置

第 九 条 旧 法 附]則第: 十八条第二 項 (住宅用 地 に係る る部 分に限る。 及び 第 匹 項 第 + 九 条 \mathcal{O} 兀 第 項 及び 第

四項、 第二十五条第二項 (住宅用地に係る部分に限る。)及び第四項並びに第二十七条の二第二項及び第

四項の規定は、平成二十四年度分及び平成二十五年度分の固定資産税又は都市計画税については、 なおそ

の効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

同表の下欄に掲げる字句とする。

旧法附則第十八条	前項	附則第十八条第一項
第二項	平成二十一年度か	平成二十四年度分及び平成二十五年度分
	ら平成二十三年度	
	までの各年度分	
	十分の八	十分の九
旧法附則第十八条	○ ·八	○・九
第四項	平成二十一年度か	平成二十四年度分及び平成二十五年度分
	ら平成二十三年度	
	までの各年度分	

	第一項	附則第十八条第一項
旧法附則第十九条	前項	附則第十九条の四第一項
の四第二項	平成二十一年度か	平成二十四年度分及び平成二十五年度分
	ら平成二十三年度	
	までの各年度分	
	十分の八	十分の九
旧法附則第十九条	〇·八	○・九
の四第四項	平成二十一年度か	平成二十四年度分及び平成二十五年度分
	ら平成二十三年度	
	までの各年度分	
	第一項	附則第十九条の四第一項
旧法附則第二十五	前項	附則第二十五条第一項
条第二項	平成二十一年度か	平成二十四年度分及び平成二十五年度分

十分の九	十分の八	
	までの各年度分	
	ら平成二十三年度	
平成二十四年度分及び平成二十五年度分	平成二十一年度か	条の二第二項
附則第二十七条の二第一項	-七 前項	旧法附則第二十七
附則第二十五条第一項の	第一項の	
	までの各年度分	
	ら平成二十三年度	
平成二十四年度分及び平成二十五年度分	平成二十一年度か	条第四項
〇・九	五〇・八	旧法附則第二十五
十分の九	十分の八	
	までの各年度分	
	ら平成二十三年度	

	_		
4	Т	٦	١
		,	
,	-		,
•	-	-	•

旧法附則第二十七一〇	· 八	○・九
条の二第四項	平成二十一年度か	平成二十四年度分及び平成二十五年度分
<u>ئ</u>	ら平成二十三年度	
#	までの各年度分	
第	第一項の	附則第二十七条の二第一項の

次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 前項の場合における新法の規定(固定資産税又は都市計画税に関する部分に限る。)の適用については

の地方税法(以下「平成二十四年改正前の地方税法」という		
て適用される平成二十四年改正法第一条の規定による改正前		
一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替え		
号。以下「平成二十四年改正法」という。)附則第九条第		
村交付金法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第	の規定(号イの表(2)
若しくは第十九条の四又は地方税法及び国有資産等所在市町	又は第十九条の四	附則第十七条第六

	」という。)
	改正前の地方税法
	下「平成二十四年
	前の地方税法(以
	の規定による改正
	成二十四年法律第
	改正する法律(平
	交付金法の一部を
	資産等所在市町村
平成二十四年改正前の地方税法	地方税法及び国有
四第二項若しくは第四項の規定(
。)附則第十八条第二項若しくは第四項若しくは第十九条の	

これらの規定	同条	び第三号ロ
く は 第 四 項		第四項第二号口及
れる平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第二項若し		び第三号ロ並びに
定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用さ		第二項第二号口及
	附則第十八条	附則第十八条の三
平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第四項		
よりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される		項
第四項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定に	第四項	附則第十八条第六
くは第四項の規定(
条第二項若しくは第四項若しくは第二十七条の二第二項若し		
えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十五		
第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替	二の規定(号ロの表(2)
若しくは第二十七条の二又は平成二十四年改正法附則第九条	又は第二十七条の	附則第十七条第六

よりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される		
第四項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定に	第四項	
附則第十八条第六項	同条第六項	
成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第四項の		
りなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平		第三項
第一項及び平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によ	第一項の	附則第十九条の四
平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第四項		
よりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される		項
第四項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定に	第四項	附則第十九条第二
項		
平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第二項及び第四		
よりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される		第五項
前各項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定に	前各項	附則第十八条の三

二項及び第四項		
用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第		
の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適		第五項
から第三項まで並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項	から第三項まで	附則第十九条の四
第四項		
平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第二項及び		
よりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される		第四項
前三項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定に	前三項	附則第十九条の四
の四第四項		
えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条		
第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替	第一項	
附則第十九条の四第一項及び平成二十四年改正法附則第九条	附則第十九条の四	
平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第四項		

二項若しくは第四項若しくは第十九条の四第二項若しくは第		
て適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第		
一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替え		二第一項
四 若しくは第十九条の四又は平成二十四年改正法附則第九条第	又は第十九条の四	附則第二十一条の
二項及び第四項		
用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第		
の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適		
から第三項まで並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項	から第三項まで	
及び第四項		
れる平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第二項		
定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用さ		第六項
及び第二項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規	及び第二項	附則第十九条の四

定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用さ		二第二項の表附則
及び第四項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規	及び第四項	附則第二十一条の
規定する市街化区域農地据置固定資産税額をいう。以下同じ		
る平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第四項に		
によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用され	額	
固定資産税額(平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定	地調整固定資産税	
、市街化区域農地調整固定資産税額又は市街化区域農地据置	又は市街化区域農	
定資産税額をいう。以下同じ。)		
前の地方税法附則第十八条第四項に規定する住宅用地据置固		
を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正		
二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力	産税額	
宅地等調整固定資産税額、住宅用地据置固定資産税額(平成	宅地等調整固定資	

て適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第		
一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替え		一 項
若しくは第十九条の四又は平成二十四年改正法附則第九条第	又は第十九条の四	附則第二十二条第
二項及び第四項		項及び第六項の項
用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第		第十九条の四第五
の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適		一二第二項の表附則
から第三項まで並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項	から第三項まで	附則第二十一条の
第四項		項の項
平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第二項及び		第十九条の四第四
よりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される		二第二項の表附則
前三項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定に	前三項	附則第二十一条の
		項
れる平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第四項		第十八条第六項の

の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適		
附則第十八条若しくは平成二十四年改正法附則第九条第一項	附則第十八条の	
第二項若しくは第四項		
適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四		
項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて	四	
(附則第十九条の四又は平成二十四年改正法附則第九条第一	(附則第十九条の	
は第四項		
条第二項若しくは第四項若しくは第十九条の四第二項若しく		
替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八		
条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み	<i>の</i> 四	
若しくは第十九条の四若しくは平成二十四年改正法附則第九	若しくは第十九条	附則第二十三条
四項		
二項若しくは第四項若しくは第十九条の四第二項若しくは第		

条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み	- の 四	
若しくは第十九条の四若しくは平成二十四年改正法附則第九	若しくは第十九条	
四項		
二項若しくは第四項若しくは第十九条の四第二項若しくは第		
て適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第		
一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替え		
若しくは第十九条の四又は平成二十四年改正法附則第九条第	又は第十九条の四	附則第二十四条
条の四第二項若しくは第四項		
替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九		
条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み	<i>の</i> 四	
又は附則第十九条の四若しくは平成二十四年改正法附則第九	又は附則第十九条	
若しくは第四項の		
用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第二項		

附則第十八条第六項	同条第六項	
四項の		
適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十五条第		
項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて	Ø	六項
第一項及び第四項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一	第一項及び第四項	附則第二十五条第
	産税額	
据置固定資産税額	域農地調整固定資	
、市街化区域農地調整固定資産税額若しくは市街化区域農地	若しくは市街化区	
	産税額	
宅地等調整固定資産税額、住宅用地据置固定資産税額	宅地等調整固定資	
は第四項		
条第二項若しくは第四項若しくは第十九条の四第二項若しく		
替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八		

これらの規定	同 条	及び第三号ロ
若しくは第四項		に第四項第二号ロ
される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十五条第二項		及び第三号ロ並び
規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用		三第二項第二号口
	附則第二十五条	附則第二十五条の
則第二十五条第四項		
して読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附		
附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものと	一項及び第四項	
	附則第二十五条第	
四項		
て適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第		
一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替え	項	
「第一項及び第四項並びに平成二十四年改正法附則第九条第	「第一項及び第四	

よりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される		
第四項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定に	第四項	
附則第十八条第六項	同条第六項	
りなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平		二第三項
第一項及び平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によ	第一項の	附則第二十七条の
平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第四項		
よりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される		二項
第四項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定に	第四項	附則第二十六条第
四項		
平成二十四年改正前の地方税法附則第二十五条第二項及び第		
よりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される		三第五項
前各項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定に	前各項	附則第二十五条の

第二項及び第四項		
用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十七条の二		
の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適		二第五項
から第三項まで並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項	から第三項まで	附則第二十七条の
び第四項		
平成二十四年改正前の地方税法附則第二十七条の二第二項及		
よりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される		二第四項
前三項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定に	前三項	附則第二十七条の
七条の二第四項		
替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十		
条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み	二第一項	
附則第二十七条の二第一項及び平成二十四年改正法附則第九	附則第二十七条の	
平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第四項		

くは第四項		
条第二項若しくは第四項若しくは第二十七条の二第二項若し		
えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十五		
第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替		四の二第一項
若しくは第二十七条の二又は平成二十四年改正法附則第九条	又は第二十七条の	附則第二十七条の
第二項及び第四項		
用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十七条の二		
の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適		
から第三項まで並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項	から第三項まで	
び第四項		
平成二十四年改正前の地方税法附則第二十七条の二第二項及		
よりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される		二第六項
第二項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定に	第二項	附則第二十七条の

れる平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第四項		附則第十八条第六
定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用さ		四の二第二項の表
及び第四項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規	及び第四項	附則第二十七条の
に規定する市街化区域農地据置都市計画税額をいう。)		
る平成二十四年改正前の地方税法附則第二十七条の二第四項		
によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用され	額	
画税 都市計画税額(平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定	地調整都市計画	
域農 、市街化区域農地調整都市計画税額又は市街化区域農地据置	又は市街化区域農	
都市計画税額をいう。)		
前の地方税法附則第二十五条第四項に規定する住宅用地据置		
を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正		
二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力	画税額	
市計 宅地等調整都市計画税額、住宅用地据置都市計画税額(平成	宅地等調整都市計	

Ĭ,		
附則第二十七条の	前三項	前三項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定に
四の二第二項の表		よりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される
附則第二十七条の		平成二十四年改正前の地方税法附則第二十七条の二第二項及
の二第四項の項		び第四項
附則第二十七条の	から第三項まで	から第三項まで並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項
四の二第二項の表		の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適
附則第二十七条の		用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十七条の二
の二第五項及び第		第二項及び第四項
六項の項		
附則第二十七条の	又は第十九条の四	若しくは第十九条の四又は平成二十四年改正法附則第九条第
五第一項		一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替え
		て適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第

一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替え		
若しくは第十九条の四又は平成二十四年改正法附則第九条第	又は第十九条の四	附則第二十八条第
二項若しくは第四項		
用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第		
の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適		五第二項
附則第十九条の四又は平成二十四年改正法附則第九条第一項	附則第十九条の四	附則第二十七条の
	額	
固定資産税額	地調整固定資産税	
、市街化区域農地調整固定資産税額又は市街化区域農地据置	又は市街化区域農	
	産税額	
宅地等調整固定資産税額、住宅用地据置固定資産税額	宅地等調整固定資	
四項		
二項若しくは第四項若しくは第十九条の四第二項若しくは第		

第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替	=	=
若しくは第二十七条の二又は平成二十四年改正法附則第九条	又は第二十七条の	附則第二十九条の
二項若しくは第四項		
用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第		
の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適		三項
附則第十九条の四又は平成二十四年改正法附則第九条第一項	附則第十九条の四	附則第二十八条第
定資産税額	整固定資産税額	一項第三号
市街化区域農地調整固定資産税額又は市街化区域農地据置固	市街化区域農地調	附則第二十八条第
	産税額	一項第一号
宅地等調整固定資産税額、住宅用地据置固定資産税額	宅地等調整固定資	附則第二十八条第
四項		
二項若しくは第四項若しくは第十九条の四第二項若しくは第		
て適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第		

第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして	条の五まで	七第一項
から附則第二十九条の五まで並びに平成二十四年改正法附則	から附則第二十九	附則第二十九条の
条の二第二項若しくは第四項		
えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十七		
第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替		
若しくは第二十七条の二又は平成二十四年改正法附則第九条	又は第二十七条の	
条の四第二項若しくは第四項		
替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九		
条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み	の 四	四第一項
若しくは附則第十九条の四又は平成二十四年改正法附則第九	又は附則第十九条	附則第二十九条の
しくは第四項		
の四第二項若しくは第四項若しくは第二十七条の二第二項若		
えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条		

規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用		三第一項
から第五項まで又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の	から第五項まで	附則第三十一条の
二項及び第四項並びに第二十七条の二第二項及び第四項		
用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第		
の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適		七第五項
第二十九条の五並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項	第二十九条の五	附則第二十九条の
二項若しくは第四項		
用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第		
の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適		七第四項
	附則第十九条の四	附則第二十九条の
び 第 四 項		
十九条の四第二項及び第四項並びに第二十七条の二第二項及		
読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第		

される平成二十四 しくは 第四 項 年改正前 の地方税法附則第十八条第二項若

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税等 の特例に関する経過措置

第十条 市町村は、 平成二十四年度から平成二十六年度までの各年度分の固定資産税及び都市計 画税につい

条例で定めるところにより、 新法附則第十八条の三 (新法附則第二十一条の二第二項におい · て準 用 す

る場合を含む。)及び第二十五条の三 (新法 の規定により読み替えて適用する場合を含む。 附則第二十七 之 条 \bigcirc 兀 の二第二項にお **(**) て準 用する場合を含む

を適

用

l

な

とができる。

 \mathcal{O}

規定

(これらの規定を前条第二項

2 前 項 の場合には、 新法附則第十八条第六項第一号から第三号までに掲げる宅地等で平成二十四年度から

平成二十六年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げ る宅

地 等に該当するもの (次項の規定の 適用を受ける宅地等を除く。)のうち、 当該 各 年 度の 前年度に係 る賦

課 期 日 に お į, てそれぞれ 同 表 の下 · 欄 に 掲げ る宅地等に 該当したもの (以下この項に お 7 7 用 途 変更宅 地

等 という。 に係る当該各年 度分の固定資産税については、 当該用途変更宅地等が当該各年度の 前 年 度

及 び に係 第十二 ぶる賦 課期 八条 育に、 (新法附 お いてそれぞれ 則第二十一条の二第二項にお 同 表 の上欄に 掲げる宅地等であったものとみなして、 いて準用する場合を含む。) 0) 規定 新法附 (これら 則 第十 0) 規 七条 定 を

前条第二 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧法附則第十八条第二項及び第 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 次項及び第四項において同じ。)並 びに前条第

四項の規定を適用する。

3

同じ。 うち、 成二十 表 係る賦課期日に の宅地等」という。) お の上 第 7 当該 四 欄に掲げる宅地等に該当するもの 新 項 年 が平成二十四年度の宅 法 の場合には、 1附則第-宅 度の宅地等」 地 等の おいて同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの 十八八 類似 又は同条第六項第四号に掲げる宅地等で平成二十六年度に係 条 新 法 という。 土地 の 三 附 第 則第十八条第六項第二号に掲げる宅地等で平成二十四年度に係る (新法 地等にあっては平成二十三年度、 項 附則第 \mathcal{O} 新法附則第十八条第六項第三号に掲げる宅地等で平成二十五年度に 表 の上 (以下この項において「平成二十六年度の宅地等」という。 十七条第七号に 一欄に掲げ げげ る宅 規 地等に該当するもの 定す 平成二十五年度の宅地等にあ うる類は (以下この項において「平成二十五 似 土 地 をいう。 (以下この る賦課期 以下この 項 日 に 項 に 賦 っては平成 お 課期 おお E 1 7 お ** \ て同 年度 日に 1 平 (T) 7

二十四年度、 平成二十六年度 の宅地等にあっては平成二十五年度に係 る賦 誤期日 (以下この項に おいて

前 年度に 係 る 賦 漢親期. 日 という。 に おいてそれぞれ 同 表 の下 欄に掲げる宅地等 に 該当し たも $\overline{\mathcal{O}}$ に係 る平

成二十四年度の宅地等にあっては平成二十四年度分、平成二十五年度の宅地等にあっては平成二十五 年度

分、平成二十六年度の宅地等にあっては平成二十六年度分の固定資産税については、 当該類似土地が前年

度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であったものとみなして、 新法附則第十七

条及び第十八条 (新法 附則第二十一条の二第二項に お , , て準用する場合を含む。) の規定 並 び に 前 条第

項 \mathcal{O} 規定 に より な おそ \mathcal{O} 効力を有するものとして読み替えて適用され る旧 法附則第十八 条第二項及 び第四

項の規定を適用する。

4 第一 項の場合には、平成二十四年度から平成二十六年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則

第十八 条の三第一項に規定する小規模住宅用地である部分 (以下この項において 「小規模住宅用地である

部 分」という。)、 同条第一項に規定する一 般住宅用 地である部分(以下この項において 般住宅 用 地

である部分」という。) 又は 同 条第 項 E 規 定 です る非 住 宅 用 宅地等である部分 (以下この 項 に お 7 . T 非

住 宝用宅 地等である部分」という。 のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年 -度分 \mathcal{O} 固

含む。) る部分、 法附則第十八条第二項及び第四項の規定並びに前二項の規定の適用については、 定資産 税 一般住宅用地である部分又は非住宅用宅地等である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。 \mathcal{O} に係る新法附則第十七条及び第十八条 規定 並びに 前 条第 項の 規定により なおその効力を有するものとして読 (新法附則第二十一条の二第二項に 当該 み替えて適 おいて準用する場合を 小規模住宅用地であ 用 され る旧

5

第二十 で」と、 八条第六項第三号」とあるのは 第二項及び第四 二十五条又は第二十七条の四の二」 第六項又は る場合を含む。 \mathcal{O} 前三項 場合に 七 「第十八条 条 0 おい 0 規定は、 第二十七 兀 て、 次項に、 の二第二 項」と、 第二 平成二十四年度から平成二十六年度までの各年度分の 条 (新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。)」 お Ö) 項中 兀 項 第三項中 いて同じ。 Ô 一 一 二 規 「附則第十八条第六項第 一第二 定に 「附則第二十五条第六 「附則第十八条第六項第二号」 と、 項 ょ により読み替えら り読み替えられ \hat{O} 規定 「附則第十八条第二項及び第四項」 これ 5 項又は第二十七条の四の二 た新法附 0) 一号から第三号まで」 れた新法附則第十八条第六項第一 規定を前条第二項 則第十八条第六項第二号」と、 とあるのは 都市計 \mathcal{O} 規定に とある とあるのは 附 第二項の規定により読 る 則第二十五条第六 画 0 より 税につい は 読 「附則第二十五 附 とあるのは 号から み替えて適 て準 則 第二十五 附 用する。 第三号ま 項 則 第 又は 用 「第 4 +条 す

び第四項」とあるのは 替えられた新法附則第十八条第六項第三号」と、 用する場合を含む。)」とあるのは「第二十五条又は第二十七条の四の二」と、 条の二第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「、第二十五条及び第二十七条の四の二」 「附則第二十五条第二項及び第四項」と、 「第十八条 (新法附則第二十一条の二第二項 前項中「及び第十八条 「附則第十八条第二項及 (新法附則第二十 にお いて準

(平成二十三年度課税免除区域等に関する経過措置)

と、

「附則第十八条第二項及び第四項」とあるのは

「附則第二十五条第二項及び第四項」と読み替えるも

のとする。

第十一条 法附則第五十五条の二第二項に規定する課税免除区域とみなす。 旧法附則第五十五条の二第二項に規定する平成二十三年度課税免除区域は、 平成二十三年度の新

2 第五 旧 十五条の二第二項に規定する課税免除区域とみなす。 法附則第五十五条の二第四項に規定する平成二十四年度課税免除区域は、 平成二十四年度の新法附則

3 の二第四 旧 法 附 則第五 項に規定する減額課税初年度区域とみなす。 十五条 の二第五 頭の 規定により公示された区域は、 平成二十四年度の新法附則第五十五条

(軽自動車税に関する経過措置)

第十二条 旧 法 附 則第五· + 七 条第 匹 頃に 規定する対象区 域 内 用 途廃 止 等自 動 車 一に代 わるものと市 町 対長が 認

 \Diamond る軽自 動車に対して課する軽 自動車税については、 なお従前の例による。

2 旧 法附則第五十七条第五項に規定する場合における同項に規定する他 の軽自動車に対して課する軽自動

車税については、なお従前の例による。

3 旧 法 附 則第五十七条第六項 に 規定する対象区 域内 用途 廃 止等二輪自動車等に代わるものと市 町

村長

が認

8 る 二 輪 自 動 車 子等に対 して課す る軽 自 動 車 税 に つい て は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に による。

4 旧 法 附 則第五 十七条第七項に 規定する場合における同 |項に 規定する他 の 二 一輪自 動 車 等に対し て課する軽

自動車税については、なお従前の例による。

5 旧 法 附則第五十七条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自 動車に代わるものと市 計町村1 長が

認 8 Ś 小 型特 殊 介自動 車 に対して 課す る軽自 動 車 · 税 に つい ては、 なお 従前 \mathcal{O} 例 による。

6 旧 法 附 i 則 第 I 五. 十七 条第 九 項 に 規 定する場合におけ る同項に規定する他 (T) 小 型特殊自動車に対して課する

軽自動車税については、なお従前の例による。

7 旧 法附則第五十七条第十三項に規定する場合にお ける同 .項に規定する対象区域内軽自動車等に対して課

する軽自動車税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第十三条 旧法附則第三十三条第一項から第三項までに規定する事業に対して課する事業所税については、

なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第十 匝 条 別 段 0 定めが、 あ るも \mathcal{O} を除き、 新法 の規定中都市計 画税に関する部分は、 平成二十四 |年度以 後 \mathcal{O}

年 度分の都 市 計 頭税に つい て適用し、 平成二十三年度分までの都市計画税については、 なお従前 の例 によ

る。

2 新法第七百二条第二項の規定 (新法第三百四十九条の三第二十四項の規定に関する部分に限る。) は、

新法第三百四十九条の三第二十 四項の規定の適用を受ける固定資産に対して課する平成二十五年度以後の

年度分 \mathcal{O} 都 市 計 画 |税に ついて適用 Ĺ 旧法第三百四十九条 の三第二十四項 \bigcirc 規定 の適用を受ける固定資産

に 対 して 課する平成二十四年度分までの都市計画税について は、 なお従前 \mathcal{O} 例による。

3 昭和六十三年四月一 日 から平成二十六年一 月一日までの 間 に旧 法附則第十五条の三第二項に規定する旧

資 産に対応するものとし て取得された家屋に 対して課する都 市 計 画 税につい ては、 同 項 \mathcal{O} 規定 は な おそ

0) 効力を有する。 この場合において、 同項中 「平成二十三年一月一日」とあるのは「平成二十六年一月一

日 「平成二十三年度」とあるのは「平成二十九年度」とする。

して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4

旧

法附

則第五十六条第十三項に規定する対象区域内住宅用

地に代わるものと市町村長が認める土地

に対

5 旧 法 附 則 第五十六条第十四 項 に規定する 対 象 区域 内家屋 に代わ るものと市町村長が 認める家屋に対して

課する都市計画税については、なお従前の例による。

(総務大臣が施行日以後最初に指定して公示 した居住 困 難区域等に関する経過措置

第十五条 総務大臣が施行日以後最初に新法附則第五十一条第四項の規定により指定して公示した同項に規

び新法 定する居住困 附則第五 難 区域 十六条第十三項 (以下この項にお か ら第十五 ζ) て 項までの 「居住」 困 規 難 定の 区域」という。 適 用 について は、 は、 平成二十三年三月十 同条第四 項 か ら第六項まで及 日 カゝ 5

居 住困難 区域であったものとみなす。 この場合にお *(*) て、 新法附則第五十一 条第四項中 「当該居住 木 難 区

あ 六条第十三項 域を指定する旨の公示 いるのは 「平成二十三年三月十一日において」とする。 か 2ら第十7 が 五. 一項ま あつた日」 で 0) 規 とある 定中 「 居 0) は 住 困難 同 区 旦と、 域 を指 同 定する旨の公示があ 条第五項及び第六項並 つ た日に びに新法 お *(* \ て当該」 附則第 五. لح +

2

当該 指定す 法 定する旨の公示があつた日」とあり、 みなす。 及び第十三項 第三項、 あつた日」とあるのは 定する自 [附則第] 総務大臣が施行日以後最初に新法附則第五十二条第二項第一号の規定により指定して公示した同号に規 自 る旨 動 この 新法 五. 車 動 持 車 十四条第二項中 の公示があ 場合にお \mathcal{O} 持出困難 出 附 規定 I 則第五· 木 難 区 0 いつた日 いて、 区域 域 十四条第二項、 適 「平成二十三年三月十一日」と、 を指 用に 「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」 (以下この項にお 新法附 定 から当該」 つ する旨 *(* \ ては、 則第五十二条第二項中 及び同項第一号中 第三項及び第七 0) 公 とあるのは 平成二十三年三月十一 示 が いて「自 あ つた日」 「平成二十三年三月十一 項 動車持出困難区域」という。)は、 同項第二号及び第三号中 並 「当該自動 とあるのは びに 「当該各号に規定する自 日 新 法 カコ 車持 ら自 附]則第 「平成二十三年三月十一 とあるのは 出 動 困 車 五 日から」 難区域を指定する旨 持 十七条第四 出 困 自 難 動 「平成二十三年度から と、 動 車 区 車持 域 持 項 出 同 同 で カ 条第二 出 困 あ 5 条第三項中 日 第 難 困 0 1の公 難 た 区 九 項 域 項 ŧ 区 及び 域 示 を ま 0) 新 を が لح で 指

則第十一 により 五. 自 あ 5 在 平成二十五年度までの各年度分」と、 か 車 に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあるのは 7 に係 項中 動 ら平成二十五年度までの各年度分」と、 る 市 新 法附 0 町 車 同条第三項中 村 読み替えて適用 持 は 五条第二項の規定により読み替えて適用される附則第五十二条第二項」と、 る自動車 交付 附則第五十二条第三項」 出 則第五十七条第四項中「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」とあるのは「平成二十三年度 附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される附則第五十二条第二項」と、 「平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分」 困 難 金法の一部を改正する法律 ·持 出 区 .域を指定する旨 「附則第五十二条第三項」とあるのは 困 難 される附則第五十二条第三項」と、 区域を指定する旨の公示があつた日」とあるのは とあるのは (T) 公示が 「附則第五十二条第二項」 (平成二十 あ 「附則第五十二条第二項」とあるのは つた日」 「平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読 -四年法: とある 「平成二十四年改正法附則第十五条第二項の 律第 「平成二十四年度分及び平成二十五 のは と、 とあるのは 「平成二十三年三月十一 同 号。 条第七項中 以下 「平成二十三年三月十一 「平成二十三年三月十一日」 「地方税法及び国 平 「平成二十四年改正法附 成二十四年 同 当 該 項各号に規定する 対 旦と、 象 改 有資産等所 区 年度分」と 同 正 域 日 と 同 内 項各号 法 規定 条第 自 لح 4 動

自 指定する旨 十五年度までの各年度分」と、 年三月十一日」と、「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」とあるのは から継続して当該」とあるのは 動 車 持 同条第九項中 出 0 困 難 公示があつた目」 区域を指定する旨の公示があつた日から当該」 「当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあるのは とあるのは 同条第十三項中 「平成二十三年三月十一日から継続して」と、 「平成二十三年三月十一日」とする。 「当該対象区域内軽自動車等に係る自動車持出困難区域を とあるのは 「平成二十三年三月十一 「平成二十三年度から平成二 同項第二号及び第三号中 「平成二十三 日 カン 5

(罰則に関する経過措置)

第十六条 する罰 施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの 定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対 則 この の適用については、 法律 附 則第一条各号に掲げる規定にあっては、 なお従前 の例による。 当該 以規定。 以下この条において同じ。 附 則 の規 0)

玉 有 資 産等 所 在市 町 `村交付 金 法 0 部 改 Ē に伴う経過 措 置

第十七条 次項に定めるものを除き、 第二条の規定による改正後の国有資産等所在市町 村交付金法 (同 項に

お いて「新交付金法」という。) の規定は、 平成二十五年度以後の年度分の国有資産等所在市 町村交付金

以下この項において「交付金」という。)について適用し、 平成二十四年度分までの交付金については

、なお従前の例による。

2 附則第九条第一項の場合における新交付金法附則第十五項の規定の適用については、同項中次の表の上

地方税法附則第十八条 地

欄に掲げる字句は、

同表の下欄に掲げる字句とする。

地方税法附則第十八条 (地方税法及び 国有資産等所在市 町村交付金法

 \mathcal{O}

部を改正する法律 (平成二十四年法律第 号。 以下この条にお

7 「平成二十四年改正法」という。) 附則第九条第二項の規定により読

み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。)又は平成

二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するも

のとして読み替えて適用される平成二十四年改正法第一 条の規定による

改正 法 という。 前 0 地 ²方税法 附則第十八条第二項若しくは第四項 (以下この条において「平成二十四年改正前 の地・ 方税

は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有	
より読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。)又	
同法附則第十九条の四(平成二十四年改正法附則第九条第二項の規定に	同法附則第十九条の四
	二第一項又は第二項
地方税法第三百四十九条の三の二第一項又は第二項	同法第三百四十九条の三の
は第四項	
て適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第二項若しく	
則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替え	ら第三項まで
地方税法附則第十八条第一項から第三項まで又は平成二十四年改正法附	同法附則第十八条第一項か
は第四項	
て適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第二項若しく	
則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替え	
地方税法附則第十八条第一項から第五項まで又は平成二十四年改正法附	同条第一項から第五項まで

	項本文
地方税法附則第十九条の三第一項本文	同法附則第十九条の三第一
項若しくは第四項	
替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第二	
法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み	
地方税法附則第十九条の四第一項若しくは第二項又は平成二十四年改正	同条第一項又は第二項
則第十九条の四第二項若しくは第四項	
するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附	

(政令への委任)

第十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で

定める。

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正)

第十九条 小笠原諸島振興開発特別措置法 (昭和四十四年法律第七十九号) の一部を次のように改正する。

附則第四項中 「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

.郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 の一部改正)

第二十条 郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のよ

うに改正する。

第九条のうち地方税法附則第十五条第二十九項の改正規定及び第十条のうち同法附則第十五条第二十九

項の改正規定中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十五項」に改める。

理由

喫緊の

課題

に

対応するため、

自

動車

-取得3

税に係る環境

へ の

負荷の少ない自

動

車を対象とし

た税率

0)

軽

減

等の

地 方税に 関 新 成長戦略 の実現並びに税 制 の公平 性の確保及び 課税 \mathcal{O} 適 正化の記 観点から 要請 言れるは 特に

特例措置について要件を変更して延長するとともに、 土地に係る固定資産税及び都市 計画税につい . て住 宅用

地に係る据置特例を廃止しつつ平成二十四年度の評価替えに伴う税負担の調整を行うほか、 税負担軽減措置

等の整理合理化等を行う必要がある。 これが、 この法律案を提出する理由である。